

資 格・免 許

本学で取得できる資格は次の通り。資格取得を希望する場合は、各課程ごとに定められた科目を履修し、その単位を修得することにより、卒業時に資格が得られる。なお、各資格についての詳細は、各資格・免許の説明を見ること。

取得できる資格の種類

取得免許・資格	授与・認定機関	取得可能学科・専攻	資格区分	備考
高等学校教諭一種免許状	各都道府県教育委員会 (文部科学省)	教育学科児童教育専攻（中学のみ）、教育学科健康教育専攻、生活文化デザイン学科、日本文学科、英文学科、人間文化学科、心理行動科学科（高校のみ）、音楽科	①	各学科で取得できる教科が異なる
中学校教諭一種免許状		教育学科児童教育専攻		
小学校教諭一種免許状		教育学科健康教育専攻		
養護教諭一種免許状		食品栄養学科		
栄養教諭一種免許状		教育学科幼児教育専攻、児童教育専攻		
幼稚園教諭一種免許状		教育学科児童教育専攻		
特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)		教育学科児童教育専攻		
司書教諭	文部科学大臣	教育学科児童教育専攻	①	
		生活文化デザイン学科		
		日本文学科		
		英文学科		
日本語教員	大学長	音楽科	⑤	
司書	大学長	日本文学科	①	
		英文学科		
学校司書	大学長	日本文学科	⑤	
		英文学科		
学芸員	大学長	生活文化デザイン学科	⑤	
		日本文学科		
		人間文化学科		
栄養士	各都道府県知事（厚生労働省）	食品栄養学科	①	
管理栄養士	厚生労働大臣	食品栄養学科	②	卒業年度末に受験可能
食品衛生管理者（任用資格）	厚生労働大臣	食品栄養学科	④	
食品衛生監視員（任用資格）	厚生労働大臣	食品栄養学科	④	卒業後、公務員試験（検疫所・保健所）「食品衛生監視員」の採用試験受験可能
一級建築士	国土交通大臣	生活文化デザイン学科	②	2～4年の実務経験が必要
二級建築士・木造建築士	各都道府県知事	生活文化デザイン学科	②	0～2年の実務経験が必要
インテリアプランナー	建築技術教育普及センター (国土交通省)	生活文化デザイン学科	⑤	試験に合格すること・必要な単位を修得し卒業すること
保育士	各都道府県知事 保育士登録センター（厚生労働省）	教育学科幼児教育専攻	①	
公認心理師	文部科学大臣及び厚生労働大臣	心理行動科学科	②	大学院への進学、または卒業後2年以上の実務経験が必要
認定心理士	（公社）日本心理学会認定心理士資格認定委員会	教育学科幼児教育専攻	③	在学中に申請し卒業時認定
		心理行動科学科		
認定心理士（心理調査）	（公社）日本心理学会認定心理士資格認定委員会	心理行動科学科	③	在学中に申請し卒業時認定
准学校心理士	（一社）学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会	心理行動科学科	③	在学中に申請し卒業時認定
社会調査士	（一社）社会調査協会	心理行動科学科	③	在学中に申請し卒業時認定
社会福祉士（国家試験受験資格）	厚生労働省	教育学科幼児教育専攻	②	
知的障害者福祉司（任用資格）		教育学科幼児教育専攻	④	
社会福祉主事（任用資格）		教育学科幼児教育専攻、児童教育専攻、健康教育専攻	④	
生活支援員（任用資格）		教育学科幼児教育専攻	④	
生活相談員（任用資格）		教育学科幼児教育専攻	④	
児童指導員（任用資格）		教育学科幼児教育専攻、児童教育専攻、健康教育専攻	④	
		心理行動科学科		
児童福祉司（任用資格）		教育学科幼児教育専攻、児童教育専攻、健康教育専攻	④	1年以上の実務経験が必要
		心理行動科学科		
児童自立支援専門員（任用資格）		教育学科幼児教育専攻、児童教育専攻、健康教育専攻	④	1年以上の実務経験が必要
心理判定員児童心理司（任用資格）		心理行動科学科	④	

【資格区分】

- ①取得資格：在学中に資格取得に必要な単位を修得することにより、卒業時（卒業後）に資格が得られる。
- ②受験資格：在学中に資格取得に必要な科目の単位を修得し、卒業（卒業見込み）することにより、資格取得のための受験資格が得られ（公認心理師の場合は、その一部 ※備考参照）、合格すると資格が得られる。
- ③資格認定：在学中に指定された科目の単位を修得した後、学会等へ資格認定を申請し、審査に合格することにより資格が認定される。
- ④任用資格：公務員等に採用された後で、特定の業務に任用されるときに必要な資格。任用されて初めてその資格を名乗ることができる。
在学中に任用されるために必要な単位を修得したことを証明することができる。
- ⑤その他：個人で受験（就職試験を含め）・登録などの際に、一定の単位を修得したことを証明することができる資格。

■ 教育職員免許

教育職員免許状は、「教育職員免許法」に規定されている所定の科目の単位数を修得することによって、卒業時に取得できる。公立学校の教員になるためには、各都道府県・政令指定都市の教育委員会が実施する教員採用試験に合格しなければならない。

1 取得できる免許状の種類及び教科

学部	学科・専攻	免許状の種類と教科
教育学部	教育学科幼児教育専攻	幼稚園教諭一種免許状
	教育学科児童教育専攻	幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
	教育学科健康教育専攻	中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）、養護教諭一種免許状
生活科学部	食品栄養学科	栄養教諭一種免許状
	生活文化デザイン学科	中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）
学芸学部	日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語）
	英文学科	中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）
	人間文化学科	中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（公民）
	心理行動科学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
	音楽科	中学校教諭一種免許状（音楽）、高等学校教諭一種免許状（音楽）

※各学科・専攻で取得できる免許状の種類と教科は、上表のとおり。所属学科・専攻以外の免許状は取得できない。

2 基礎資格及び最低修得単位数

●「教育職員免許法」に定められている最低修得単位数

免許状の種類	幼稚園教諭 一種免許状	小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	養護教諭 一種免許状	栄養教諭 一種免許状
基 礎 資 格	学士の学位を有すること					学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること
教科及び教職に関する科目	51	59	59	59	—	—
養護及び教職に関する科目	—	—	—	—	56	—
栄養に係る教育及び教職に関する科目	—	—	—	—	—	22
教育職員 免許法施 行規則第 66条の 6に定め る科目	日本国憲法	2	2	2	2	2
	体育	2	2	2	2	2
	外国語コミュニケーション	2	2	2	2	2
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	2	2	2	2
最低修得単位数の合計	59	67	67	67	64	30

免許状の種類	基礎資格	特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害・肢体不自由・病弱）	学士の学位を有し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の普通免許状を有すること	26

※ 上表は、法令上の最低修得単位数である。本学カリキュラム上の最低修得単位数は、各学科・専攻により異なるので、詳細は各学科・専攻のページで確認すること。

3 本学における教育職員免許状取得について

○幼稚園教諭一種免許状

■教育学科幼児教育専攻

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

免許法施行規則に定める科目区分		単位数	本学における授業科目及び単位数	
			教育学科幼児教育専攻	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	◎幼児と健康	1
			◎幼児と人間関係	1
			◎幼児と環境	1
			◎幼児と言葉	1
			◎幼児と音楽表現	1
			◎幼児と造形表現	1
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		◎保育内容総論	1
			◎保育内容（健康）の指導法	2
			◎保育内容（人間関係）の指導法	2
			◎保育内容（環境）の指導法	2
			◎保育内容（言葉）の指導法	2
			◎保育内容（音楽表現）の指導法	2
			◎保育内容（造形表現）の指導法	2
			教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	◎教職概論（幼）	2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	◎教育制度論（幼）	2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎教育心理学（幼） △乳幼児心理学	2 2		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎特別支援教育論	1		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	◎教育課程論（幼）	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4		◎教育方法論（幼）
	幼児理解の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		◎教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）	2
教育実践に関する科目	教育実習	5	◎幼児教育実習指導Ⅰ	1
			◎幼児教育実習Ⅰ	1
			◎幼児教育実習指導Ⅱ	1
			◎幼児教育実習Ⅱ	3
	教職実践演習	2	◎教職実践演習（幼）	2
大学が独自に設定する科目※		14	△保育実践研究	2
			△発達心理学	2
			△社会福祉概論	2
			△基礎ピアノ	1
			△子ども家庭福祉	2
			△子どもの健康と安全	1
			△子育て支援	1
			△児童青年心理学	2
			△家族心理学	2
			△ソーシャルワーク論Ⅰ	2
			△ソーシャルワーク論Ⅱ	2
			△障害児・者福祉	2
			△ソーシャルワーク演習	2
			△子どもと音楽	2
			△子どもと造形	2
			△子どもと身体表現	2
教育職員免許法施行細則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	◎日本国憲法	2
	体育	2	◎体育講義 ◎体育実技	1 1
	外国語コミュニケーション	2	◎英語コミュニケーションⅠ ◎英語コミュニケーションⅡ	1 1
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	◎情報処理	2

※必要単位数を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位数と併せて14単位以上

○幼稚園教諭一種免許状

■教育学科児童教育専攻

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

免許法施行規則に定める科目区分		単位数	本学における授業科目及び単位数	
			教育学科児童教育専攻	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	○幼児と健康	1
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○幼児と人間関係	1
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○幼児と環境	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○幼児と言葉	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○幼児と音楽表現	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○幼児と造形表現	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		◎保育内容総論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎保育内容「健康」の指導法	2
			◎保育内容「人間関係」の指導法	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	◎保育内容「環境」の指導法	2
	幼児理解の理論及び方法		◎保育内容「言葉」の指導法	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		◎保育内容「音楽表現」の指導法	2
教育実践に関する科目	教育実習	5	◎保育内容「造形表現」の指導法	2
	教職実践演習	2	◎教育原理	2
大学が独自に設定する科目※		14	△教育史	2
			◎教職概論	2
			◎教育制度論	2
			◎教育心理学	2
			△乳幼児心理学	2
			◎特別支援教育論	1
			◎教育課程論	2
教育職員免許法施行細則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
	体育	2	◎幼児理解の理論と方法	2
	外国語コミュニケーション	2	◎教育相談	2
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	◎幼児教育実習指導Ⅰ	1
必要単位数合計		59 単位	◎幼児教育実習Ⅰ	1
			◎幼児教育実習指導Ⅱ	1
			◎幼児教育実習Ⅱ	3
			◎教職実践演習	2
			△保育実践研究	2
			△発達心理学	2
			△カウンセリング法概説	2
			△防災教育論	2
			△学校臨床研究Ⅰ	1
			△学校臨床研究Ⅱ	1
			◎日本国憲法	2
			◎体育講義	1
			◎体育実技	1
			◎英語コミュニケーションⅠ	1
			◎英語コミュニケーションⅡ	1
			◎情報処理	2

※必要単位数を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位数と併せて14単位以上

○小学校教諭一種免許状

■教育学科児童教育専攻

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

免許法施行規則に定める科目区分			単位数	本学における授業科目及び単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	30	○国語	2
		社会		○社会	2
		算数		○算数	2
		理科		○理科	2
		生活		○生活	2
		音楽		○音楽	2
		図画工作		○図画工作	2
		家庭		○家庭	2
		体育		○体育	2
		外国語		◎外国語	1
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		◎国語科教育法 ◎社会科教育法 ◎算数科教育法 ◎理科教育法 ◎生活科教育法 ◎音楽科教育法 ◎図画工作科教育法 ◎家庭科教育法 ◎体育科教育法 ◎英語科教育法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	◎教育原理 △教育史	2 2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		◎教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		◎教育制度論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		◎教育心理学 △児童青年心理学	2 2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		◎特別支援教育論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	◎道徳教育の理論と方法	2	
	総合的な学習の時間の指導法		◎総合的な学習の時間の指導法	2	
	特別活動の指導法		◎特別活動の理論と方法	2	
	教育の方法及び技術		◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		◎生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2	
	生徒指導の理論及び方法		◎教育相談	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	5	◎初等教育実習指導 ◎初等教育実習	1 4	
	教職実践演習	2	◎教職実践演習	2	
大学が独自に設定する科目※			2	△授業実践研究 △カウンセリング法概説 △発達心理学 △学校臨床研究Ⅰ △学校臨床研究Ⅱ	2 2 2 1 1
教育職員免許法施行細則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	◎日本国憲法	2	
	体育	2	◎体育講義 ◎体育実技	1 1	
	外国語コミュニケーション	2	◎英語コミュニケーションⅠ ◎英語コミュニケーションⅡ	1 1	
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	◎情報処理	2	
必要単位数合計			67 単位		

※必要単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位数と併せて2単位以上

○特別支援学校教諭一種免許状

■教育学科児童教育専攻

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

免許法施行規則に定める科目区分		単位数	本学における授業科目及び単位数	必要単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	◎特別支援教育概論	2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	◎知的障害者の心理・生理・病理 ◎肢体不自由者の心理・生理・病理 ◎病弱者の心理・生理・病理	2 2 2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		◎知的障害教育総論 ◎肢体不自由教育総論 ◎病弱教育総論 ◎知的障害者指導法 ◎肢体不自由者指導法 ◎病弱者指導法	2 2 2 2 2 2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		◎視覚障害教育総論 ◎聴覚障害教育総論 ◎情緒障害教育総論	1 1 2
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		◎ADHD教育論 ◎LD教育論	2 2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	◎特別支援教育実習（事前事後指導を含む）	3

31 単位

○養護教諭一種免許状／栄養教諭一種免許状

■教育学科健康教育専攻 養護教諭一種免許状

■食品栄養学科 栄養教諭一種免許状

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

免許法施行規則に定める科目区分		単位数	本学における授業科目及び単位数	概要
養護に関する科目		28	(各学科・専攻のページに記載)	
栄養に係る教育に関する科目		4		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	◎教育原理	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		◎教職概論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		◎教育制度論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		◎教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		◎特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎教育課程論	1
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	◎教育課程特論（道徳・総合的な学習の時間・特別活動）	1
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
	生徒指導の理論及び方法		◎生徒指導B	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		◎教育相談	2
教育実践に関する科目	養護実習	5	◎養護実習（事前事後指導を含む）	5 養護必修
	栄養教育実習	2	◎学校栄養教育実習（事前事後指導を含む）	2 栄養必修
	教職実践演習	2	◎教職実践演習（養護教諭） ◎教職実践演習（栄養教諭）	2 養護必修 2 栄養必修
大学が独自に設定する科目		7	(各学科・専攻のページに記載)	
教育職員免許法施行細則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	◎日本国憲法	2
	体育	2	◎体育講義	1
			◎体育実技	1
	外国語コミュニケーション	2	◎英語コミュニケーションⅠ	1
			◎英語コミュニケーションⅡ	1
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	◎情報処理 ◎基礎情報処理実習 ◎栄養情報処理実習	2 1 1 養護必修 1 栄養必修

■教育学科健康教育専攻

・養護教諭一種

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

「養護に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	◎衛生学 ◎公衆衛生学	2 2
学校保健	◎学校保健	2
養護概説	◎養護概説	2
健康相談活動の理論及び方法	◎健康相談	2
栄養学 (食品学を含む。)	◎栄養学 (食品学を含む)	2
解剖学及び生理学	◎解剖生理学 ◎生理学	2 2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	◎免疫学	2
精神保健	◎精神保健	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。)	◎学校看護学 ◎臨床看護実習 ◎看護学実習Ⅰ ◎看護学実習Ⅱ ◎救急処置 (救急看護法)	2 4 2 2 2

全ての科目
32 単位を
履修すること

「教育の基礎的理解に関する科目等」

◎教職概論	2	全ての科目 24 単位を 履修すること
◎教育原理	2	
◎教育心理学	2	
◎特別支援教育論	1	
◎教育制度論	2	
◎教育課程論	1	
◎教育課程特論（道徳・総合的な学習の時間・特別活動）	1	
◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2	
◎生徒指導 B	2	
◎教育相談	2	
◎養護実習（事前事後指導を含む）	5	
◎教職実践演習（養護教諭）	2	

「大学が独自に設定する科目」

△カウンセリング法概説	2	2 単位以上 履修すること
△カウンセリング法演習	2	
△発達心理学	2	
△学校臨床研究Ⅰ	1	
△学校臨床研究Ⅱ	1	
△学校授業論 B	2	
△授業実践研究 B	2	
△基礎医学（こどもの健康課題） A	2	
△基礎医学（こどもの健康課題） B	2	

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	全ての科目 8 単位を 履修すること
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理	2	

最低必要単位数

養護に関する科目	32	58
教育の基礎的理解に関する科目等	24	
大学が独自に設定する科目	2	
第 66 条の 6 に定める科目	8	
必要単位数合計	66	

■食品栄養学科

・栄養教諭一種

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

「栄養に係る教育に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	◎学校栄養教育概論	2 全ての科目 4 単位を 履修すること
・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
・食生活に関する歴史的及び文化的事項		
・食に関する指導の方法に関する事項	◎学校栄養教育指導論	2

「教育の基礎的理解に関する科目等」

◎教職概論	2	全ての科目 21 単位を 履修すること
◎教育原理	2	
◎教育心理学	2	
◎特別支援教育論	1	
◎教育制度論	2	
◎教育課程論	1	
◎教育課程特論（道徳・総合的な学習の時間・特別活動）	1	
◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2	
◎生徒指導 B	2	
◎教育相談	2	
◎学校栄養教育実習（事前事後指導を含む）	2	
◎教職実践演習（栄養教諭）	2	

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	全ての科目 8 単位を 履修すること
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎基礎情報処理実習	1	
◎栄養情報処理実習	1	

最低必要単位数

栄養に係る教育に関する科目	4	25
教育の基礎的理解に関する科目等	21	
第 66 条の 6 に定める科目	8	
必要単位数合計	33	

※栄養教諭一種免許状取得希望者は、専門教育科目における栄養教諭資格科目の◎印科目すべてと、○印科目から 3 科目 3 単位以上を履修すること。

◎印科目	社会福祉論、基礎情報処理実習、栄養情報処理実習、公衆衛生学、臨床心理学、生化学Ⅰ、解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、薬理概論、病理学、診療診療学Ⅰ、診療診療学Ⅱ、生化学実験Ⅰ、生化学実験Ⅱ、食品化学Ⅰ、食品化学Ⅱ、食品学実験Ⅰ、食品学実験Ⅱ、食品加工・素材学、食品理化学実験、調理学実習Ⅰ、調理学実習Ⅱ、食品衛生学、食品衛生学実験、微生物学、基礎栄養学、栄養学実験、栄養評価実験、応用栄養学概論、ライフステージと栄養、ライフスタイルと栄養、栄養学実習、栄養教育論の基礎、栄養教育論Ⅰ、栄養教育論Ⅱ、栄養教育論基礎実習、栄養教育論実習Ⅰ、栄養教育論実習Ⅱ、臨床栄養学Ⅰ、臨床栄養学Ⅱ、臨床栄養学Ⅲ、臨床病態栄養学、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、公衆栄養学、地域栄養学活動論、公衆栄養学活動実習、給食経営管理論Ⅰ、給食経営管理論Ⅱ、給食経営管理実習、管理栄養士総合演習Ⅰ、管理栄養士総合演習Ⅱ、管理栄養士演習、給食経営管理論臨地実習Ⅰ、学校栄養教育概論、学校栄養教育指導論
○印科目	給食経営管理論臨地実習Ⅱ、臨床栄養学臨地実習Ⅰ、臨床栄養学臨地実習Ⅱ、公衆栄養学臨地実習Ⅰ、公衆栄養学臨地実習Ⅱ

○中学校教諭一種免許状／高等学校教諭一種免許状

■教育学科児童教育専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
■教育学科健康教育専攻	中学校教諭一種免許状（保健体育）／高等学校教諭一種免許状（保健体育）
■生活文化デザイン学科	中学校教諭一種免許状（家庭）／高等学校教諭一種免許状（家庭）
■日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）／高等学校教諭一種免許状（国語）
■英文学科	中学校教諭一種免許状（英語）／高等学校教諭一種免許状（英語）
■人間文化学科	中学校教諭一種免許状（社会）／高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（公民）
■心理行動科学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
■音楽科	中学校教諭一種免許状（音楽）／高等学校教諭一種免許状（音楽）

ここでは、共通する内容を記載しています。詳細は各学科・専攻のページで確認し、必要単位数を履修してください。

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

免許法施行規則に定める科目区分		単位数	本学における授業科目及び単位数		摘要
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中学 28 高校 24	(各学科・専攻のページに記載)		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		◎各教科教育法Ⅰ	2	中学必修（※１） 中学必修（※１）
			◎各教科教育法Ⅱ	2	
			△各教科教育法Ⅲ	2	
△各教科教育法Ⅳ	2				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	◎教育原理	2	児童教育専攻開設
	◎教育原理		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		◎教職概論	2	児童教育専攻開設
	◎教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		◎教育制度論	2	児童教育専攻開設
	◎教育制度論		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		◎教育心理学	2	児童教育専攻開設 心理行動科学科開設
	◎教育心理学		2		
◎教育・学校心理学	2				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	中学 10 高校 8	◎特別支援教育論	1	児童教育専攻開設
	◎特別支援教育論		1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎教育課程論	1	児童教育専攻開設
	◎教育課程論		2		
	道徳の理論及び指導法		◎道徳教育の理論と方法	2	中学のみ（※３） 児童教育専攻開設
	◎道徳教育の理論と方法		2		
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		◎総合的な学習の時間の指導法	1	児童教育専攻開設
	◎総合的な学習の時間の指導法		2		
特別活動の指導法	◎特別活動の理論と方法	1	児童教育専攻開設		
◎特別活動の理論と方法	2				
教育の方法及び技術	◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	児童教育専攻開設		
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2			
生徒指導の理論及び方法	◎生徒指導Ａ（進路指導を含む）	2	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む 児童教育専攻開設		
◎生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	◎教育相談	2	児童教育専攻開設		
◎教育相談	2				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	中学 5 高校 3	△教育実習Ａ（事前事後指導を含む）	5	中学必修（※２）
			△教育実習Ｂ（事前事後指導を含む）	3	
			◎中等教育実習Ⅰ	2	児童教育専攻開設 児童教育専攻開設 児童教育専攻開設
			◎中等教育実習Ⅱ	2	
◎中等教育実習指導			1		
教職実践演習	2	◎教職実践演習（中・高）	2	児童教育専攻開設	
		◎教職実践演習	2		
大学が独自に設定する科目		中学 4 高校 12	(各学科・専攻のページに記載)		
教育職員免許法施行細則 第 66 条 の 6 に 定める科目	日本国憲法	2	(各学科・専攻のページに記載)		
	体育	2			
	外国語コミュニケーション	2			
	数理・データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2			

(※1) 該当教科のⅠとⅡについて必修。中学はⅢ、Ⅳも必修。

(※2) 中学および中学・高校両方取得希望者はA必修。高校のみ取得希望者はB必修。

(※3) 「道徳教育の理論と方法」は高校の選択科目。

■教育学科児童教育専攻

・中学校教諭一種（英語）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
英語学	◎英語学概論	2
	◎英語音声教育論	2
	△ことばと人間Ⅰ	2
	△ことばと人間Ⅱ	2
	△第二言語習得	2
	△英語教育（英語学）セミナーⅠ	2
	△英語教育（英語学）セミナーⅡ	2
英語文学	◎英米文学概論	2
	△英語児童文学の世界	2
	△英文学史Ⅰ	2
	△英文学史Ⅱ	2
	△英米文学の世界Ⅰ	2
	△英米文学の世界Ⅱ	2
英語コミュニケーション	◎ English CommunicationⅠ	2
	◎ English CommunicationⅡ	2
	◎ English CommunicationⅢ	2
	◎ English CommunicationⅣ	2
	◎ English ReadingⅠ	2
	△ English ReadingⅡ	2
	△ English ReadingⅢ	2
	△ English ReadingⅣ	2
	◎ English WritingⅠ	2
	△ English WritingⅡ	2
	△ English WritingⅢ	2
	◎ Presentation SkillsⅠ	2
	△ Presentation SkillsⅡ	2
	◎異文化理解	2
	△異文化交流	2
異文化理解	△イギリス文化史Ⅰ	2
	△イギリス文化史Ⅱ	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎英語科教育法Ⅰ	2
	◎英語科教育法Ⅱ	2
	◎英語科教育法Ⅲ	2
	◎英語科教育法Ⅳ	2

「教育の基礎的理解に関する科目等」

◎教職概論	2
◎教育原理	2
◎教育心理学	2
◎特別支援教育論	1
◎教育課程論	2
◎教育制度論	2
◎道德教育の理論と方法	2
◎総合的な学習の時間の指導法	2
◎特別活動の理論と方法	2
◎教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
◎生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2
◎教育相談	2
◎中等教育実習指導	1
◎中等教育実習Ⅰ	2
◎中等教育実習Ⅱ	2
◎教職実践演習	2

「大学が独自に設定する科目」

△英語科授業実践演習	2	必要単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位数と併せて4単位以上修得
------------	---	---

「教育職員免許法施行細則第66条の6に定める科目」

◎日本国憲法	2	必修科目8単位
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理	2	

※8単位以上履修すること

最低必要単位数	中学校	
教科及び教科の指導法に関する科目	30	61
教育の基礎的理解に関する科目等	27	
大学が独自に設定する科目	4	
第66条の6に定める科目	8	
必要単位数合計	69	

■教育学科健康教育専攻

・中学校教諭一種・高等学校教諭一種（保健体育）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
体育実技	◎スポーツ実技A	1
	◎スポーツ実技B	1
	◎スポーツ実技C	1
	◎スポーツ実技D	1
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・「運動学（運動方法学を含む。）」	◎体育原理	2
	◎体育心理学	2
	◎体育経営管理学	2
	◎体育社会学	2
	◎運動学	2
生理学（運動生理学を含む。）	◎生理学	2
衛生学・公衆衛生学	◎衛生学	2
	◎公衆衛生学	2
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	◎子どもの保健	2
	◎精神保健	2
	◎学校保健	2
	◎救急処置（救急看護法）	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎保健体育科教育法Ⅰ	2
	◎保健体育科教育法Ⅱ	2
	△保健体育科教育法Ⅲ	2
	△保健体育科教育法Ⅳ	2

中学・高校とも
28単位以上
履修すること

中学必修
中学必修

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学・高校		
◎ ◎	教職概論	2
◎ ◎	教育原理	2
◎ ◎	教育心理学	2
◎ ◎	特別支援教育論	1
◎ ◎	教育課程論	1
◎ ◎	教育制度論	2
◎ △	道德教育の理論と方法	2
◎ ◎	総合的な学習の時間の指導法	1
◎ ◎	特別活動の理論と方法	1
◎ ◎	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
◎ ◎	生徒指導A（進路指導を含む）	2
◎ ◎	教育相談	2
◎ ◎	教育実習A（事前事後指導を含む）	5
△ △	教育実習B（事前事後指導を含む）	3
◎ ◎	教職実践演習（中・高）	2

中学及び中高両
免必修
高校のみは必修

※中学 27 単位以上、高校 23 単位以上履修すること

※高校のみ「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」の選択科目と併せて6単位以上履修すること。

「大学が独自に設定する科目」

△カウンセリング法概説	2
△発達心理学	2
△学校臨床研究Ⅰ	1
△学校臨床研究Ⅱ	1
△学校授業論A	2
△授業実践研究A	2
△道德教育の理論と方法（高校のみ）	2
△体力測定法	2
△コーチング論	2
△トレーニング論	2
△保健体育科教育法Ⅲ（高校のみ）	2
△保健体育科教育法Ⅳ（高校のみ）	2

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	全ての科目 8 単位を 履修すること
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理	2	

最低必要単位数	中学校	高等学校
教科及び教科の指導法に関する科目	36	32
教育の基礎的理解に関する科目等	27	23
大学が独自に設定する科目	0	6
第 66 条の 6 に定める科目	8	8
必要単位数合計	71	69

■生活文化デザイン学科

・中学校教諭一種・高等学校教諭一種（家庭）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	◎家族論	2
	△家族社会学A	2
	△家族社会学B	2
	◎生活経済学	2
	△キャリアデザインⅡ（生活と家族の法学）	2
被服学（被服実習を含む。）	◎衣生活文化論	2
	△服飾文化史Ⅱ	2
	△服飾美学	2
	◎衣服素材論	2
	△衣生活管理論	2
	△衣生活環境論	2
	◎衣服製作基礎実習	1
	◎被服構成実習A	1
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	◎食物科学概論	2
	◎食品栄養学	2
	◎調理学実習Ⅰ	1
	◎調理学実習Ⅱ	1
住居学	◎住生活文化論	2
	◎住居計画	2
	△建築計画	2
	◎住生活環境論	2
	△建築環境学Ⅰ	2
	△建築設備Ⅰ	2
	◎製図基礎演習	2
	△C A D演習	2
保育学	◎家庭ケア論	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎家庭科教育法Ⅰ	2
	◎家庭科教育法Ⅱ	2
	△家庭科教育法Ⅲ	2
	△家庭科教育法Ⅳ	2

※各教科の指導法を除いて、中学 28 単位以上、高校 36 単位以上履修すること

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学	高校		
◎	◎	教職概論	2
◎	◎	教育原理	2
◎	◎	教育心理学	2
◎	◎	特別支援教育論	1
◎	◎	教育課程論	1
◎	◎	教育制度論	2
◎	△	道德教育の理論と方法	2
◎	◎	総合的な学習の時間の指導法	1
◎	◎	特別活動の理論と方法	1
◎	◎	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
◎	◎	生徒指導 A（進路指導を含む）	2
◎	◎	教育相談	2
◎	◎	教育実習 A（事前事後指導を含む）	5
△	△	教育実習 B（事前事後指導を含む）	3
◎	◎	教職実践演習（中・高）	2

※中学 27 単位以上、高校 23 単位以上履修すること

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	全ての科目 8 単位を 履修すること
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理基礎演習	2	

最低必要単位数	中学校	高等学校
教科及び教科の指導法に関する科目	36	40
教育の基礎的理解に関する科目等	27	23
第 66 条の 6 に定める科目	8	8
必要単位数合計	71	71

■日本文学科

・中学校教諭一種・高等学校教諭一種（国語）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の 科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
国語学 （音声言語 及び文章表 現に関する ものを含 む。）	◎日本語概説Ⅰ	2
	◎日本語概説Ⅱ	2
	△日本語教育概説Ⅰ	2
	△日本語教育概説Ⅱ	2
	△日本語学演習ⅠA	2
	△日本語学演習ⅠB	2
	△日本語学演習ⅡA	2
	△日本語学演習ⅡB	2
	△日本語学発展演習Ⅰ	2
	△日本語学発展演習Ⅱ	2
	△日本語史Ⅰ	2
	△日本語史Ⅱ	2
	△現代語Ⅰ	2
	△現代語Ⅱ	2
	△社会言語学	2
	△日本語教育演習Ⅰ	2
	△日本語教育演習Ⅱ	2
	△日本語教育発展演習Ⅰ	2
	△日本語教育発展演習Ⅱ	2
	△日本語教育実習Ⅰ	2
	△日本語教育実習Ⅱ	2
	△対照言語学	2
	△異文化コミュニケーション	2
	△音声学	2
	△第二言語習得論Ⅰ	2
	△第二言語習得論Ⅱ	2
	◎国語科教材研究	2
	△国語科実践研究Ⅰ	2
	△国語科実践研究Ⅱ	2
国文学 （国文学史 を含む。）	◎日本文学史Ⅰ（古典）	2
	◎日本文学史Ⅱ（近代）	2
	◎日本文化史Ⅰ	2
	◎日本文化史Ⅱ	2
	△日本文学・文化演習ⅠA	2
	△日本文学・文化演習ⅠB	2
	△日本文学・文化演習ⅠC	2
	△日本文学・文化演習ⅠD	2
	△日本文学・文化演習ⅡA	2
	△日本文学・文化演習ⅡB	2
	△日本文学・文化演習ⅡC	2
	△日本文学・文化演習ⅡD	2
	△近代文学ⅠA	2
	△近代文学ⅡA	2
	△近代文学ⅠB	2
	△近代文学ⅡB	2
	△近代文学ⅠC	2
	△近代文学ⅡC	2
	△日本文学発展演習Ⅰ	2
	△日本文学発展演習Ⅱ	2
	△古典文学ⅠA	2
	△古典文学ⅡA	2
	△古典文学ⅠB	2
	△古典文学ⅡB	2
	△古典文学ⅠC	2
	△古典文学ⅡC	2
	△比較文学A	2
	△比較文学B	2
漢文学	◎中国文学概説Ⅰ	2
	◎中国文学概説Ⅱ	2
	○中国文学A	2
	○中国文学B	2

同種の
2科目
4単位以上
選択必修

書道（書写 を中心とす る。）	◎書道Ⅰ	1	中学のみ
	◎書道Ⅱ	1	中学のみ
	◎書道Ⅲ	1	中学のみ
	◎書道Ⅳ	1	中学のみ
各教科の 指導法 （情報通信 技術の活用 を含む。）	◎国語科教育法Ⅰ	2	
	◎国語科教育法Ⅱ	2	
	△国語科教育法Ⅲ	2	中学必修
	△国語科教育法Ⅳ	2	中学必修

※各教科の指導法を除いて、中学 28 単位以上、高校 36 単位以上履修すること

※「書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は、高校の選択科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学	高校			
◎	◎	教職概論	2	
◎	◎	教育原理	2	
◎	◎	教育心理学	2	
◎	◎	特別支援教育論	1	
◎	◎	教育課程論	1	
◎	◎	教育制度論	2	
◎	△	道徳教育の理論と方法	2	中学のみ
◎	◎	総合的な学習の時間の指導法	1	
◎	◎	特別活動の理論と方法	1	
◎	◎	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	
◎	◎	生徒指導A（進路指導を含む）	2	
◎	◎	教育相談	2	
◎	△	教育実習A（事前事後指導を含む）	5	中学及び中高両 免必修 高校のみは必修
△	◎	教育実習B（事前事後指導を含む）	3	
◎	◎	教職実践演習（中・高）	2	

※中学 27 単位以上、高校 23 単位以上履修すること

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
△シーズンスポーツ	1	8 単位以上 履修すること
△スポーツ	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理	2	

最低必要単位数	中学校		高等学校	
教科及び教科の指導法に関する科目	36	63	40	63
教育の基礎的理解に関する科目等	27		23	
第 66 条の 6 に定める科目	8		8	
必要単位数合計	71		71	

■英文学科

・中学校教諭一種・高等学校教諭一種（英語）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
英語学	◎ Grammar 1	1
	◎ Grammar 2	1
	◎ Grammar 3	1
	◎ Grammar 4	1
	◎ことばと人間 1	2
	◎ことばと人間 2	2
	△英語の歴史 1	2
	△英語の歴史 2	2
	△英語音声学 1	2
	△英語音声学 2	2
	△心理言語学 1	2
	△心理言語学 2	2
	△社会言語学 1	2
	△社会言語学 2	2
英語文学	○イギリス文学史Ⅰ	2
	○イギリス文学史Ⅱ	2
	○アメリカ文学史Ⅰ	2
	○アメリカ文学史Ⅱ	2
	○英米文学講読（小説・批評）1	2
	○英米文学講読（詩・演劇）1	2
	△英米文学講読（小説・批評）2	2
	△英米文学講読（詩・演劇）2	2
英語コミュニケーション	◎ Listening & Vocabulary 1	1
	◎ Listening & Vocabulary 2	1
	◎ Speaking 1	1
	◎ Speaking 2	1
	◎ Intensive Reading 1	1
	◎ Intensive Reading 2	1
	△ Discussion seminar 1	2
	△ Discussion seminar 2	2
	◎ Academic Writing & Presentation 1	2
	◎ Academic Writing & Presentation 2	2
異文化理解	◎イギリスの生活と文化 1	2
	◎イギリスの生活と文化 2	2
	△アメリカの生活と文化 1	2
	△アメリカの生活と文化 2	2
	○イギリス文化史 1	2
	○イギリス文化史 2	2
	○アメリカ文化史 1	2
	○アメリカ文化史 2	2
	◎文化交流論 1	2
	△文化交流論 2	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語科教育法Ⅰ	2
	英語科教育法Ⅱ	2
	英語科教育法Ⅲ	2
	英語科教育法Ⅳ	2

※各教科の指導法を除いて、中学 28 単位以上、高校 36 単位以上履修すること

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学	高校		
◎	◎	教職概論	2
◎	◎	教育原理	2
◎	◎	教育心理学	2
◎	◎	特別支援教育論	1
◎	◎	教育課程論	1
◎	◎	教育制度論	2
◎	△	道德教育の理論と方法	2
◎	◎	総合的な学習の時間の指導法	1
◎	◎	特別活動の理論と方法	1
◎	◎	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
◎	◎	生徒指導 A（進路指導を含む）	2
◎	◎	教育相談	2
◎	△	教育実習 A（事前事後指導を含む）	5
△	◎	教育実習 B（事前事後指導を含む）	3
◎	◎	教職実践演習（中・高）	2

※中学 27 単位以上、高校 23 単位以上履修すること

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
△シーズンスポーツ	1	
△スポーツ	1	
○ドイツ語コミュニケーションⅠ	1	
○ドイツ語コミュニケーションⅡ	1	
○フランス語コミュニケーションⅠ	1	
○フランス語コミュニケーションⅡ	1	
○中国語コミュニケーションⅠ	1	
○中国語コミュニケーションⅡ	1	
○朝鮮語コミュニケーションⅠ	1	
○朝鮮語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理	2	

※ 8 単位以上履修すること

最低必要単位数	中学校		高等学校	
教科及び教科の指導法に関する科目	36	63	40	63
教育の基礎的理解に関する科目等	27		23	
第 66 条の 6 に定める科目	8		8	
必要単位数合計	71		71	

■人間文化学科

・中学校教諭一種（社会）

高等学校教諭一種（地理歴史）（公民）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

中学校教諭一種（社会）

法令上の 科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
日本史 ・ 外国史	◎日本史概説	2
	△日本社会の歴史A	2
	△日本社会の歴史B	2
	△地域社会史A	2
	△地域社会史B	2
	△日本美術史A	2
	△日本美術史B	2
	△考古資料の研究A	2
	△考古資料の研究B	2
	◎東洋史概説	2
	◎西洋史概説	2
	△東洋社会の歴史A	2
	△東洋社会の歴史B	2
	△西洋社会の歴史A	2
	△西洋社会の歴史B	2
	△西洋美術史A	2
	△西洋美術史B	2
地理学 (地誌を 含む。)	◎人文地理学A	2
	△人文地理学B	2
	○自然地理学	2
	○地誌学	2
	△フィールドワーク論	2
	△地域言語論	2
	△日本文化概論	2
	△東南アジア文化概論	2
	△南アジア文化概論	2
	△ヨーロッパ文化概論	2
法律学、 政治学	◎政治学概論	2
社会学、 経済学	◎社会学概論	2
	△国際文化論A	2
	△エスニシティ論	2
	△国際文化論B	2
哲学、 倫理学、 宗教学	◎哲学概論	2
各教科の 指導法 (情報通信 技術の活用 を含む。)	◎社会科教育法Ⅰ（地理歴史分野）	2
	◎社会科教育法Ⅱ（公民分野）	2
	◎地理歴史科教育法	2
	◎公民科教育法	2

※各教科の指導法を除いて、28単位以上履修すること

※3年次までに、上記五つの科目区分にわたって10科目以上履修すること

高等学校教諭一種（地理歴史）

法令上の 科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
日本史	◎日本史概説	2
	△日本社会の歴史A	2
	△日本社会の歴史B	2
	△地域社会史A	2
	△地域社会史B	2
	△日本美術史A	2
	△日本美術史B	2
	△考古資料の研究A	2
	△考古資料の研究B	2

外国史	◎東洋史概説	2
	◎西洋史概説	2
	△東洋社会の歴史A	2
	△東洋社会の歴史B	2
	△西洋社会の歴史A	2
	△西洋社会の歴史B	2
	△西洋美術史A	2
	△西洋美術史B	2
人文地理学	◎自然地理学	2
自然地理学	◎人文地理学A	2
	△人文地理学B	2
地誌	◎地誌学	2
	△地域言語論	2
	△日本文化概論	2
	△東南アジア文化概論	2
	△南アジア文化概論	2
	△ヨーロッパ文化概論	2
	△日本地域研究	2
	△東南アジア地域研究	2
	△南アジア地域研究	2
	△東アジア地域研究	2
	△西ヨーロッパ地域研究	2
	△東ヨーロッパ地域研究	2
	△南ヨーロッパ地域研究	2
各教科の 指導法 (情報通信 技術の活用 を含む。)	○社会科教育法Ⅰ（地理歴史分野）	2
	○地理歴史科教育法	2

※各教科の指導法を除いて、36単位以上履修すること

※3年次までに、上記四つの科目区分にわたって8科目以上履修すること

高等学校教諭一種（公民）

法令上の 科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
法律学 (国際法を 含む。)、 政治学 (国際政治 を含む。)	◎政治学概論	2
社会学、 経済学 (国際経済 を含む。)	◎社会学概論	2
	△文化人類学	2
	△時事問題概説	2
	△国際文化論A	2
	△エスニシティ論	2
	△比較文化論	2
	△ジェンダー論	2
	△国際文化論B	2
	△多文化共生論	2
哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学	◎哲学概論	2
	△心理学A	2
	△心理学B	2
	△国際文化論D	2
	△イスラーム学	2
	△習俗文化論	2
	△思想と哲学の歴史A	2
	△思想と哲学の歴史B	2
各教科の 指導法 (情報通信 技術の活用 を含む。)	○社会科教育法Ⅱ（公民分野）	2
	○公民科教育法	2

※各教科の指導法を除いて、36単位以上履修すること

※3年次までに、上記三つの科目区分にわたって6科目以上履修すること

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学 社会	高校 地歴	高校 公民			
○	○	○	教職概論	2	中学のみ
○	○	○	教育原理	2	
○	○	○	教育心理学	2	
○	○	○	特別支援教育論	1	
○	○	○	教育課程論	1	
○	○	○	教育制度論	2	
○	△	△	道德教育の理論と方法	2	
○	○	○	総合的な学習の時間の指導法	1	
○	○	○	特別活動の理論と方法	1	
○	○	○	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	
○	○	○	生徒指導 A（進路指導を含む）	2	中学及び中高両 免必修 高校のみは必修
○	○	○	教育相談	2	
○	△	△	教育実習 A（事前事後指導を含む）	5	
△	○	○	教育実習 B（事前事後指導を含む）	3	
○	○	○	教職実践演習（中・高）	2	

※中学 27 単位以上、高校 23 単位以上履修すること

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

○日本国憲法	2	8 単位以上 履修すること
○体育講義	1	
○体育実技	1	
△シーズンスポーツ	1	
△スポーツ	1	
○英語コミュニケーションⅠ	1	
○英語コミュニケーションⅡ	1	
○情報処理	2	

最低必要単位数	中学校	高等学校
教科及び教科の指導法に関する科目	36	40
教育の基礎的理解に関する科目等	27	23
第 66 条の 6 に定める科目	8	8
必要単位数合計	71	71

■心理行動科学科

・高等学校教諭一種（公民）

○は必修科目／△は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の 科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
法律学 (国際法を 含む。)、 政治学 (国際政治 を含む。)	○政治学	2
社会学、 経済学 (国際経済 を含む。)	○社会学 ○社会調査法概論 ○社会調査法実習 ○経済学	2 2 4 2
哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学	○哲学 △心理学概論 △社会・集団・家族心理学 △知覚・認知心理学 △心理学研究法概論 △心理的アセスメント概論 △発達心理学 △障害者・障害児心理学 △児童青年心理学 △臨床心理学概論 △心理学的支援法 △心理学特講 A △心理学特講 B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
各教科の 指導法 (情報通信 技術の活用 を含む。)	○社会科教育法Ⅱ（公民分野） ○公民科教育法	2 2

「教育の基礎的理解に関する科目等」

○教職概論	2	全ての科目 23 単位を 履修すること
○教育原理	2	
○教育・学校心理学	2	
○特別支援教育論	1	
○教育課程論	1	
○教育制度論	2	
○総合的な学習の時間の指導法	1	
○特別活動の理論と方法	1	
○教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	
○生徒指導 A（進路指導を含む）	2	
○教育相談	2	
○教育実習 B（事前事後指導を含む）	3	
○教職実践演習（中・高）	2	

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

○日本国憲法	2	8 単位以上 履修すること
○体育講義	1	
○体育実技	1	
△シーズンスポーツ	1	
△スポーツ	1	
○英語コミュニケーションⅠ	1	
○英語コミュニケーションⅡ	1	
○データサイエンス実習Ⅰ	2	

最低必要単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	42	65
教育の基礎的理解に関する科目等	23	
第 66 条の 6 に定める科目	8	
必要単位数合計	73	

■音楽科

・中学校教諭一種・高等学校教諭一種（音楽）

◎は必修科目／○は選択必修科目／△は選択科目

※下線の引かれている科目は一般的包括的な内容を含む科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法令上の科目区分	授業科目及び単位数	履修方法等
ソルフェージュ	◎ソルフェージュⅠ	1
	◎ソルフェージュⅡ	1
	◎ソルフェージュⅢ	1
	◎ソルフェージュⅣ	1
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○副科声楽Ⅰ	1
	○副科声楽Ⅱ	1
	○副科合唱ⅠA	1
	○副科合唱ⅠB	1
	○副科合唱ⅡA	1
	○副科合唱ⅡB	1
	○専攻合唱ⅠA	1
	○専攻合唱ⅠB	1
	○専攻合唱ⅡA	1
	○専攻合唱ⅡB	1
	○副科ピアノⅠA	1
	○副科ピアノⅠB	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○副科ピアノⅡA	1
	○副科ピアノⅡB	1
	◎指導法研究B	1
	○オーケストラA	1
	○オーケストラB	1
	○オーケストラC	1
	○オーケストラD	1
	○オーケストラⅠA	1
	○オーケストラⅠB	1
	○オーケストラⅡA	1
	○オーケストラⅡB	1
	◎教育楽器演習	2
	◎和楽器演習	2
	◎指揮法Ⅰ	1
	◎指揮法Ⅱ	1
	△指導法研究C	1
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	◎西洋音楽史概論A	2
	◎西洋音楽史概論B	2
	○和声法Ⅰ	2
	○和声法Ⅱ	2
	◎日本音楽史概論	2
	◎民族音楽学A	2
	○作曲・編曲法Ⅰ	2
	○作曲・編曲法Ⅱ	2
	○作曲理論ⅠA	2
	○作曲理論ⅠB	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	◎音楽科教育法Ⅰ	2
	◎音楽科教育法Ⅱ	2
	△音楽科教育法Ⅲ	2
	△音楽科教育法Ⅳ	2

※各教科の指導法を除いて、中学 28 単位以上、高校 36 単位以上履修すること

※音楽科教育法Ⅲ・Ⅳは選択科目だが教員を目指す者は履修することが望ましい。

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学	高校			
◎	◎	教職概論	2	中学のみ
◎	◎	教育原理	2	
◎	◎	教育心理学	2	
◎	◎	特別支援教育論	1	
◎	◎	教育課程論	1	
◎	◎	教育制度論	2	
◎	△	道徳教育の理論と方法	2	
◎	◎	総合的な学習の時間の指導法	1	
◎	◎	特別活動の理論と方法	1	
◎	◎	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2	
◎	◎	生徒指導A（進路指導を含む）	2	中学及び中高両 免必修 高校のみは必修
◎	◎	教育相談	2	
◎	△	教育実習A（事前事後指導を含む）	5	
△	◎	教育実習B（事前事後指導を含む）	3	
◎	◎	教職実践演習（中・高）	2	

※中学 27 単位以上、高校 23 単位以上履修すること

「教育職員免許法施行細則第 66 条の 6 に定める科目」

◎日本国憲法	2	8 単位以上 履修すること
◎体育講義	1	
◎体育実技	1	
△シーズンスポーツ	1	
△スポーツ	1	
◎英語コミュニケーションⅠ	1	
◎英語コミュニケーションⅡ	1	
◎情報処理	2	

最低必要単位数	中学校		高等学校	
教科及び教科の指導法に関する科目	36	63	40	63
教育の基礎的理解に関する科目等	27		23	
第 66 条の 6 に定める科目	8		8	
必要単位数合計	71		71	

4 教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の履修資格

教育実習・養護実習・学校栄養教育実習を行うために、実習を行う前年度までに修得しておかねばならない科目（教職に関する科目及び教科に関する科目）が、学科ごとに定められている。

実習の履修資格は、教職課程委員会において最終的に認定されるが、履修資格を満たさない場合は、原則として実習を行うことはできない。

編入学生など特殊な事情によりこの条件を満たすことが難しい場合には、必ず各学科教職課程担当教員及び教職センター（A502）に相談すること。

教育実習を行うにあたり、実習年次に必ず履修登録をすること。また、説明会・集中講義等への出席を含めて単位認定されるので、**無断欠席の場合は実習を行うことはできない**。ただし、幼稚園実習・小学校実習・特別支援学校実習については、学科の指示に従うこと。

【教育実習に関わる説明会・集中講義（特別支援教育実習・幼稚園実習を除く）】

行事名	対象学年及び実施年次
教職関係ガイダンス	2年次（教育学科児童教育専攻を除く） →4月実施
教育実習第一次説明会	教育学科児童教育専攻は1年次 それ以外は2年次 →10～11月実施
教職のための事前講座	中高・養護・学校栄養教育実習実施予定者 3年次 →1月頃実施
教育実習第二次説明会	教育学科・児童教育専攻は3年次 それ以外は4年次（養護教諭除く） →4月実施
教育実習事前指導集中講義	中高・養護・学校栄養教育実習 4年次 →4月実施
教育実習事後指導	中高・養護・学校栄養教育実習前期終了者 4年次 →7～8月実施
教育実習事後指導	中高・養護・学校栄養教育実習後期終了者 4年次 →11～12月実施

※小学校実習の事前事後指導は学科の指示に従うこと。

※無断欠席は教職課程履修放棄とみなす。

○中学校教諭一種免許状／高等学校教諭一種免許状

「教育の基礎的理解に関する科目等」

中学校教諭

教育原理 教職概論 教育制度論 教育心理学 特別支援教育論 教育課程論 道徳教育の理論と方法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の理論と方法	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。） 生徒指導A（進路指導を含む） 教育相談 各教科教育法Ⅰ 各教科教育法Ⅱ 各教科教育法Ⅲ 各教科教育法Ⅳ
---	---

- ・「教育相談」を除く科目の平均点が70点以上であること。
- ・「教育相談」については4年次再履修の場合でも認める。
- ・社会科の免許取得の場合は、「各教科教育法Ⅲ」と「各教科教育法Ⅳ」については「地理歴史科教育法」と「公民科教育法」を履修していること。

高等学校教諭

教育原理 教職概論 教育制度論 教育心理学 特別支援教育論 教育課程論 総合的な学習の時間の指導法	特別活動の理論と方法 教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。） 生徒指導A（進路指導を含む） 教育相談 各教科教育法Ⅰ 各教科教育法Ⅱ
---	---

- ・「教育相談」を除く科目の平均点が70点以上であること。
- ・「教育相談」については4年次再履修の場合でも認める。
- ・地理歴史科の免許取得の場合は、「社会科教育法Ⅰ」と「地理歴史科教育法」を履修していること。
- ・公民科の免許取得の場合は、「社会科教育法Ⅱ」と「公民科教育法」を履修していること。

「教科に関する専門的事項」

■教育学科児童教育専攻

中学校教諭（英語）		
英語学概論	English CommunicationⅠ	English ReadingⅠ
英語音声教育論	English CommunicationⅡ	English WritingⅠ
英米文学概論	English CommunicationⅢ	Presentation SkillsⅠ
異文化理解	English CommunicationⅣ	

■教育学科健康教育専攻

中学校教諭・高等学校教諭（保健体育）	
スポーツ実技A・B・C・D	生理学
子どもの保健	衛生学
体育原理	公衆衛生学
体育心理学	精神保健
体育経営管理学	救急処置（救急看護法）
体育社会学	学校保健
運動学	

■生活文化デザイン学科

中学校教諭・高等学校教諭（家庭）	
家族論又は生活経済学	食物科学概論
衣服素材論	調理学実習Ⅰ・Ⅱ
衣服製作基礎実習	住生活文化論
被服構成実習A	

■日本文学科

中学校教諭（国語）	高等学校教諭（国語）
日本文学史Ⅰ（古典） 日本文学史Ⅱ（近代） 日本語概説Ⅰ・Ⅱ 日本文化史Ⅰ・Ⅱ 国語科教材研究 書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	日本文学史Ⅰ（古典） 日本文学史Ⅱ（近代） 日本語概説Ⅰ・Ⅱ 日本文化史Ⅰ・Ⅱ 国語科教材研究
上記に加えて、 中国文学概説Ⅰ・Ⅱ 中国文学A・B	いずれかの同一科目（Ⅰ・ⅡもしくはA・B）を履修すること

以上の科目を履修したうえで3年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上であること。

■英文学科

中学校教諭・高等学校教諭（英語）	
Speaking 1・2 Grammar 1・2・3・4 Listening & Vocabulary 1・2	
ことばと人間1・2 イギリスの生活と文化1・2 アメリカの生活と文化1・2	いずれかを1科目2単位以上履修すること
上記に加えて、以下のいずれか（もしくはそれと同等）の資格を取得すること。	
・英語検定	2級以上
・TOEIC	550点以上
・TOEFL ITP	450点以上

■人間文化学科

中学校教諭（社会）	
日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 法律学、政治学	社会学、経済学 哲学、倫理学、宗教学
上記五つの科目区分にわたって10科目以上履修し、その平均点が70点以上であること。 (P125 参照)	
高等学校教諭（地理歴史）	
日本史 外国史	人文地理学・自然地理学 地誌
上記四つの科目区分にわたって8科目以上履修し、その平均点が70点以上であること。 (P125 参照)	
高等学校教諭（公民）	
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。） 社会学、経済学（国際経済を含む。） 哲学、倫理学、宗教学、心理学	
上記三つの科目区分にわたって6科目以上履修し、その平均点が70点以上であること。 (P125 参照)	

■心理行動科学科

高等学校教諭（公民）	
科目区分	科目名
法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）	政治学
社会学、経済学（国際経済を含む。）	社会学 経済学 社会調査法概論 社会調査法実習
哲学、倫理学、宗教学、心理学	哲学 心理学概論 社会・集団・家族心理学 心理学研究法概論 心理的アセスメント概論 心理学的支援法
上記三つの科目区分から最低1科目ずつ、合計4科目以上履修していること	

■音楽科

中学校教諭・高等学校教諭（音楽）
ソルフェージュⅠ・Ⅱ 和声法Ⅰ～Ⅱ、作曲コースは作曲理論ⅠA・ⅠB 西洋音楽史概論A・B 日本音楽史概論 民族音楽学A 作曲・編曲法Ⅰ・Ⅱ 指揮法Ⅰ・Ⅱ

○養護教諭一種免許状／栄養教諭一種免許状

「教職に関する科目」

養護教諭・栄養教諭

教育原理 教職概論 教育制度論 教育心理学 特別支援教育論 教育課程論	教育課程特論（道徳・総合的な学習の時間・特別活動） 教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。） 生徒指導Ⅱ 教育相談
・教育相談を除く科目の平均点が70点以上であること。 ・教育相談については4年次再履修の場合でも認める。	

「養護に関する科目」

■教育学科健康教育専攻

養護教諭	
栄養学（食品学を含む） 解剖生理学 生理学 学校保健 学校看護学	養護概説 看護学実習Ⅰ 看護学実習Ⅱ 救急処置（救急看護法）

「栄養に関する科目」

■食品栄養学科

栄養教諭	
学校栄養教育概論 学校栄養教育指導論 給食経営管理論臨地実習Ⅰ 給食経営管理論臨地実習Ⅱ 臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ 公衆栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ	3単位選択

○幼稚園教諭一種免許状

「教育の基礎的理解に関する科目等」

■教育学科幼児教育専攻

幼児教育実習Ⅰ	
教育原理（幼）	教育心理学（幼）
幼児教育実習Ⅱ	
幼児教育実習Ⅰ 幼児教育実習指導Ⅰ 教職概論（幼） 教育制度論（幼）	教育課程論（幼） 教育方法論（幼） 教育相談（幼児理解の理論および方法を含む） 幼児教育実習指導Ⅱ

■教育学科児童教育専攻

幼児教育実習Ⅰ	
教育原理 教育心理学 保育内容総論 保育内容「健康」の指導法 保育内容「音楽表現」の指導法 保育内容「造形表現」の指導法	保育内容「健康」の指導法 保育内容「人間関係」の指導法 保育内容「環境」の指導法 保育内容「言葉」の指導法 幼児教育実習指導Ⅰ
幼児教育実習Ⅱ	
幼児教育実習Ⅰ 幼児教育実習指導Ⅰ 教職概論 教育制度論 教育課程論	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。） 幼児理解の理論と方法 教育相談 幼児教育実習指導Ⅱ

「領域に関する専門的事項」

■教育学科幼児教育専攻

幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と言葉	保育内容（健康）の指導法 保育内容（人間関係）の指導法 保育内容（言葉）の指導法
---------------------------	--

幼児と環境 幼児と音楽表現 幼児と造形表現 保育内容総論	保育内容（環境）の指導法 保育内容（音楽表現）の指導法 保育内容（造形表現）の指導法
---------------------------------------	--

※幼児教育実習Ⅰ・Ⅱを履修するために、実習前年度までに修得済みか、同時期に履修すべき条件科目が定められているので各学科専攻のページで確認すること。（P49）

■教育学科児童教育専攻

幼児と健康 幼児と人間関係 幼児と環境	幼児と言葉 幼児と音楽表現 幼児と造形表現 から3科目3単位以上
---------------------------	---

※幼児教育実習Ⅰ・Ⅱを履修するために、実習前年度までに修得済みか、同時期に履修すべき条件科目が定められているので各学科専攻のページで確認すること。（P55、56）

○小学校教諭一種免許状

「教育の基礎的理解に関する科目等」

小学校教諭

初等教育実習	
教育原理 教育心理学 教職概論 教育制度論 教育課程論 教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。） 道徳教育の理論と方法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の理論と方法 教育相談 生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	特別支援教育論 国語科教育法 算数科教育法 理科教育法 社会科教育法 生活科教育法 音楽科教育法 図画工作科教育法 体育科教育法 家庭科教育法 英語科教育法 初等教育実習指導

※初等教育実習指導は、履修中であること。

「教科に関する専門的事項」

■教育学科児童教育専攻

国語	社会	算数	理科	生活
----	----	----	----	----

※初等教育実習を履修するために、実習前年度までに修得済みか、同時期に履修すべき条件科目が定められているので各学科専攻のページで確認すること。

■教育学科児童教育専攻 P55、56

○特別支援学校教諭一種免許状

「特別支援教育に関する科目」

■教育学科児童教育専攻

特別支援教育実習	
特別支援教育概論 知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理 知的障害教育総論 *肢体不自由教育総論 *病弱教育総論	*知的障害者指導法 *肢体不自由者指導法 *病弱者指導法 視覚障害教育総論 聴覚障害教育総論 *ADHD教育論 *LD教育論

※3年次開講の特別支援教育科目の必修科目7科目のうち、2科目は実習と同時期に履修することも可とする。

※特別支援教育実習を履修するために、実習前年度までに修得済みか、同時期に履修すべき条件科目が定められているので各学科専攻のページで確認すること。

■教育学科児童教育専攻 P55、56

5 教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の履修資格に関わる科目を時間割の関係で履修できない3年次学生について（教育学科幼児教育専攻と児童教育専攻を除く）

1・2年次に開講されている教育実習履修資格科目の単位を未修得で、3年次に時間割の関係で履修できない学生は、必ず各学科教職課程担当教員及び教職センター（A502）に相談すること。

6 履修カルテの作成について

教職課程履修者は、2年次以降に履修カルテを作成する。

履修カルテは、「教職実践演習」（17参照）において活用する。

詳細は2年次4月に行うガイダンスで説明するので、必ず出席すること。**出席しない者は教職課程履修を放棄したものとする。**

ただし、教育学科幼児教育専攻と児童教育専攻は、学科の指示に従うこと。

7 教職実践演習について

「教職実践演習」（教職必修）が、4年次後期に開設される。

これは、教員として必要な資質能力を身につけたことを最終的に確認する授業で、学校種及び教科ごとに開設される。

「教職実践演習」は、教育実習履修が条件となっている。ただし、4年次後期に教育実習が行われる場合を除く。

8 介護等体験について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により小学校及び中学校教諭免許状を取得する者は、「特別支援学校において2日間」、「社会福祉施設等において5日間」、合計7日間の介護、介助、交流等の体験が義務付けられている。

詳細は説明会において説明するので、教職センターからの連絡・掲示等に十分留意し、必ず出席すること。**説明会、事前指導に出席しない者は、介護等体験を行うことはできない。**

【介護等体験に関わる説明会・事前指導】

行事名	対象学科及び実施年次
介護等体験 第一次説明 会	教育学科（児童教育専攻・小学校教諭免許取得希望者）は3年次 それ以外で中学校教諭免許取得希望者は2年次 →1月実施
介護等体験 第二次説明 会	教育学科（児童教育専攻・小学校教諭免許取得希望者）は4年次 それ以外で中学校教諭免許取得希望者は3年次 →4月実施
介護等体験 事前指導	教育学科（児童教育専攻・小学校教諭免許取得希望者）は4年次 それ以外で中学校教諭免許取得希望者は3年次 →4月実施

9 各種連絡事項について

教職センターからの各種連絡は UNIPA で行う。各自の責任において確認し、見落としの無いよう注意すること。

UNIPA メール の携帯電話等への転送設定を各自で必ず行うこと。

10 その他

教職課程履修について不明な点が生じた場合は、各学科教職課程担当教員及び教職センター（A502）に相談すること。

ただし、教育学科幼児教育専攻と児童教育専攻は、学科の指示に従うこと。

■日本語教員 課程修了証明（開設：日本文学科）

日本語教員養成課程は、日本語を母語としない者に対して日本語を指導するための資質や能力を育成する。令和6年4月には「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（日本語教育機関認定法）が施行され、国家資格「登録日本語教員」制度が創設された。この資格を取得することで、国内の認定日本語教育機関での指導が可能となる。

登録日本語教員の資格取得には、日本語教員試験（基礎試験と応用試験）に合格し、実践研修を修了する必要がある。本学の日本語教員養成課程の修了者は、文部科学省の認定により、日本語教員試験において基礎試験が免除され、実践研修修了と見なされる。ただし、この措置は令和15年3月31日をもって終了するため、資格取得を希望する者は期限までに応用試験に合格し、登録手続きを行う必要がある。

本課程は、令和8年度以降に文部科学省へ「登録日本語教員養成機関」「登録実践研修機関」の登録申請を予定している。課程内容の一部に変更が生じる可能性があり、変更点は随時周知する予定である。

【履修上の注意】

3年次の日本語教育ゼミ（「日本語教育発展演習Ⅰ・Ⅱ」）を履修するためには、2年次終了時までに下表の1、2年次必修の全科目を履修し、単位を修得しておかなければならない。

4年次の「卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ」及び「卒業論文・制作」で日本語教育を専攻すること。

「日本語教育実習Ⅱ」は、原則として他の必修/選択科目（「卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業論文・制作」を除く）を全て修得した後に履修すること。また、履修学生は、実習費として20,000円程度を指定期日までに納める必要がある。

【資格取得の証明】

本学の卒業要件を満たし、かつ所定の科目の単位を修得した場合には、卒業式当日に本学独自の「日本語教員養成課程単位取得証明書」を交付する。なお、当該証明書を交付された者であっても、自ら登録日本語教員試験に出願し、応用試験に合格しなければ、登録日本語教員になることはできない。詳細については文部科学省のウェブサイト「日本語教育」を確認すること。

●文化庁「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」（平成31年）における5区分と本学開設科目との対応表

5区分・16下位区分		本学開講科目名	単位数	対象学年	
社会・文化・地域	①世界と日本	日本語教育概説Ⅰ	2	2	必修 10
	②異文化接触				
	③日本語教育の歴史と現状				
	*その他	日本文学史Ⅰ（古典）	2	1	
		日本文学史Ⅱ（近代）	2	1	
言語と社会	④言語と社会の関係	社会言語学	2	2	選択 4 以上
	⑤言語使用と社会	現代語Ⅰ	2	2	
	⑥異文化コミュニケーションと社会	現代語Ⅱ	2	3	
言語と心理	⑦言語理解の過程	第二言語習得論Ⅰ	2	3	必修 4
	⑧言語習得・発達	第二言語習得論Ⅱ	2	3	
	⑨異文化理解と心理				
言語と教育	⑩言語教育法・実習	日本語教育概説Ⅱ	2	2	必修 14
		日本語教育発展演習Ⅰ	2	3	
		日本語教育実習Ⅰ	2	4	
		日本語教育実習Ⅱ	2	4	
	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	異文化コミュニケーション	2	3	
言語	⑫言語教育と情報	情報処理	2	1	必修 22 選択 4 以上
		日本語教育発展演習Ⅱ	2	3	
	⑬言語の構造一般	対照言語学	2	3	
	⑭日本語の構造	日本語概説Ⅰ	2	1	
		日本語概説Ⅱ	2	1	
		音声学	2	2	
		日本語教育演習Ⅰ	2	2	
		日本語教育演習Ⅱ	2	2	
		日本語学演習Ⅰ	2	2	
		日本語学演習Ⅱ	2	2	
		日本語史Ⅰ	2	2	
		日本語史Ⅱ	2	3	
		*選択4単位以上			
	⑮言語研究	卒業研究演習Ⅰ（日本語教育）	2	4	
		卒業研究演習Ⅱ（日本語教育）	2	4	
		卒業論文・制作（日本語教育）	4	4	
	⑯コミュニケーション能力	日本語演習	2	1	
最低修得単位数		58単位 必修50単位 選択8単位以上			

●学年別開設科目（下線の科目は選択科目。それ以外は必修科目）

年次	開設科目
1 年次	日本文学史Ⅰ、日本文学史Ⅱ、日本文化史Ⅰ、日本文化史Ⅱ、日本語概説Ⅰ、日本語概説Ⅱ、情報処理、日本語演習
2 年次	日本語教育概説Ⅰ、日本語教育概説Ⅱ、日本語教育演習Ⅰ、日本語教育演習Ⅱ、音声学、社会言語学、現代語Ⅰ、日本語学演習Ⅰ、日本語学演習Ⅱ、日本語史Ⅰ
3 年次	第二言語習得論Ⅰ、第二言語習得論Ⅱ、異文化コミュニケーション、対照言語学、日本語教育発展演習Ⅰ、日本語教育発展演習Ⅱ、現代語Ⅱ、日本語史Ⅱ
4 年次	卒業研究演習Ⅰ（日本語教育）、卒業研究演習Ⅱ（日本語教育）、卒業論文・制作（日本語教育）、日本語教育実習Ⅰ、日本語教育実習Ⅱ

■ 司書（開設：日本文学科・英文学科）

司書資格は図書館法第5条および図書館法施行規則第1条の規定により取得することができる。

【履修上の注意】

- ・履修を希望する場合は、年度当初のガイダンスに必ず出席すること。ガイダンスを欠席した場合は履修を許可することができないので、注意すること。
- ・司書課程開設科目は、司書資格取得のために開設されているので、興味があるからといって一部の科目のみを履修することはできない。
- ・下表Bに示すとおり、一部科目の履修には、事前に単位修得しなければならない科目がある。

【資格取得の条件】

- ①大学を卒業した者。
- ②図書館法施行規則に基づき所定の科目（下表A）の単位を修得した者。

【履修登録の条件】

- ①司書課程実習費として所定の額を納入期限内に納めた者。
- ②原則として、前期のガイダンスを欠席した場合は、履修登録を認めない。

● A 指定科目と本学開設科目との対応表

群	省令科目	単位数	本学開講科目名	単位数	
必修科目	甲群	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
		図書館概論	2	図書館情報学概論	2
		図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2
		図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2
		図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2
		情報サービス論	2	情報サービス論	2
		児童サービス論	2	児童サービス論	2
		情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	1
				情報サービス演習Ⅱ	1
		図書館情報資源概論	2	図書館資料論	2
		情報資源組織論	2	資料組織法概説	2
		情報資源組織演習	2	資料組織法演習 A	1
				資料組織法演習 B	1
選択科目	乙群 *	図書館基礎特論	1		
		図書館サービス特論	1	学校図書館サービス論	2
		図書館情報資源特論	1	専門資料論	2
		図書・図書館史	1	図書・図書館史	2
		図書館施設論	1		
		図書館総合演習	1	データベース特論	1
		図書館実習	1		
		最低取得単位数		24	

※乙群より2科目以上選択しなければならない。

● B 段階制の科目

本学開講科目	事前に単位修得しなければならない科目
図書館サービス概論	図書館情報学概論
図書館情報技術論	
データベース特論	図書館情報技術論
資料組織法演習A	資料組織法概説
資料組織法演習B	

【資格取得の証明】

「司書資格証明書」は資格取得条件を満たした者に本学が交付する。

■ 司書教諭（開設：教育学科児童教育専攻・生活文化デザイン学科・日本文学科・英文学科・音楽科）

司書教諭は学校図書館法第5条および学校図書館司書教諭講習規程第3条の規定により取得することができる。ただし、教育職員免許状を同時に取得することが必要である。

【履修上の注意】

- ・履修を希望する場合は、年度当初のガイダンスに必ず出席すること。ガイダンスを欠席した場合は履修を許可することができないので、注意すること。
- ・司書教諭課程開設科目は、司書教諭資格取得のために開設されているので、興味があるからといって一部の科目のみを履修することはできない。

【資格取得の条件】

- ①教育職員免許法の定める教育免許状を有する者。
- ②学校図書館司書教諭講習規程に基づく所定の科目（右表）の単位を修得した者。

【履修登録の条件】

- ①司書教諭課程実習費として所定の額を納入期限内に納めた者。
※司書課程を履修し、司書課程実習費を納入した者については徴収しない。
- ②原則として、年度当初のガイダンスを欠席した場合履修登録を認めない。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

学校図書館司書教諭講習規程の科目	本学開講科目名	単位数
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	情報メディアの活用	2
最低修得単位数		10

【資格取得の証明】

司書教諭資格を取得したことを証明する文書を「司書教諭講習修了証書」といい、文部科学省より授与されるものである。司書教諭資格を希望する者は資格取得条件を満たし、さらに卒業後、文部科学省が毎年指定の国立大学に依頼する「学校図書館司書教諭講習」に所定の書類を提出することにより、約1年後に「司書教諭講習修了証書」が授与される。申請手続きの詳細については、第4学年に説明を行う。なお、卒業時には、必要な科目の単位を修得したことを証明する「単位修得証明書」を本学より交付する。在学中に必要な場合は、申込に応じて「単位修得見込証明書」が発行される。

■ 学校司書課程修了証明（開設：日本文学科・英文学科）

文部科学省は、学校図書館法の改正（2015年4月1日施行）に伴い、2016年に「学校司書のモデルカリキュラム」を制定した。学校図書館（小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の図書館）の業務に、より卓越した人材（学校司書）を養成することがその趣旨となっている。学校司書とは、学校図書館法第6条に、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」とある。本学は「学校司書モデルカリキュラム」（下表）に対応したカリキュラムを2018年度より実施している。必要単位を取得すれば本学より「学校司書のモデルカリキュラム科目単位取得証明書」が発行される。「学校司書のモデルカリキュラム」のすべての科目は本学の司書課程科目、司書教諭課程科目、教職課程科目に含まれている。「モデルカリキュラム修了」学校司書は司書（主として公共図書館司書）、司書教諭、教職のような国家資格ではないが、その重要性が今後増すものと思われる。

【履修上の注意】

- ・司書課程、教職課程（国語もしくは英語）、司書教諭課程のすべてを履修すること。各課程の一部の科目のみを履修することはできない。
- ・司書課程科目「学校図書館サービス論」は選択科目ではなく必修科目となる。

【資格取得の証明】

司書課程、教職課程（国語もしくは英語）、司書教諭課程のすべてを履修することで、文部科学省指定の科目（下表）の単位を取得した者には、本学独自の「学校司書のモデルカリキュラム単位取得証明書」を交付する。

● 文部科学省指定「学校司書モデルカリキュラム科目」と本学開講科目との対応表

文部科学省指定科目（すべて必修）	単位数	本学開講科目名（すべて必修）	単位数	本学課程
学校図書館概論	2	学校経営と学校図書館	2	司書教諭
図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	司書

図書館情報資源概論	2	図書館資料論	2	司書
情報資源組織論	2	資料組織法概説	2	司書
情報資源組織演習	2	資料組織法演習 A	1	司書
		資料組織法演習 B	1	司書
学校図書館サービス論	2	学校図書館サービス論*	2	司書
学校図書館情報サービス論	2	情報サービス論	2	司書
		情報サービス演習Ⅱ	1	司書
学校教育概論	2	教育原理	2	教職
		教育心理学	2	教職
		特別支援教育論	1	教職
		教育制度論	2	教職
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	司書教諭
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	司書教諭
計（最低取得単位数）	20	計（最低取得単位数）	26	

※「学校図書館サービス論」は司書課程科目としては選択科目となるが、「学校司書のモデルカリキュラム」履修生には必修科目となる。

■ 学芸員資格（開設：生活文化デザイン学科・日本文学科・人間文化学科）

学芸員は、博物館法に基づく博物館の専門職員で、博物館資料の収集、保管、展示および調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。学芸員となる資格は、博物館法第5条で「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」と定められている。

学芸員となる資格取得に必要な科目とその単位は、博物館法施行規則第1条に規定されており、これらの科目と本学において開講される科目との関係は以下の表の通りである。

【資格取得の条件】

- ①大学を卒業した者。
- ②博物館法に基づき所定の科目、下表の単位を修得した者。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

◆ 必修科目

法に定める科目名	単位数	本学開講科目名	単位数	開講学年
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	3・4
博物館概論	2	博物館概論	2	1
博物館経営論	2	博物館経営論	2	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	3
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2	1
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	1
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	1	3
		博物館実習Ⅱ	2	3

※「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」履修上の注意

- ①「博物館実習Ⅱ」の履修者は、「博物館実習Ⅰ」の単位を修得した者に限る。
- ②「博物館実習Ⅰ」を履修するためには、以下の条件を満たさなければならない。
 - i) 「博物館概論」のほか、1・2年次が開講される5科目のうち、3科目以上、合計4科目以上の単位を修得していること。
 - ii) 2年次開講科目にかかわって実施される、2泊3日程度の「見学実習」に参加し、見学レポートを提出して館務実習の適否判断を受けること。
 - iii) 実習費として、2年次前期登録時に5,000円を納入すること。
- ③「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」を履修する者は、それぞれの登録時に実習費として10,000円（計20,000円）を納入すること。

◆選択科目

法に定める科目群	単位数	本学開講科目名	単位数	開講学年	開設学科
文化史	4または2	服飾文化史Ⅰ	2	2	L
		服飾文化史Ⅱ	2	2	L
		日本文化史Ⅰ	2	1	J
		日本文化史Ⅱ	2	1	J
		日本文化概論	2	1	C
		日本社会の歴史 A	2	2	C
		日本社会の歴史 B	2	2	C
		東洋社会の歴史 A	2	2	C
		東洋社会の歴史 B	2	2	C
		西洋社会の歴史 A	2	2	C
		西洋社会の歴史 B	2	2	C
		地域社会史 A	2	3	C
		地域社会史 B	2	3	C
民俗学	4または2	住宅文化史Ⅰ	2	1	L
		住宅文化史Ⅱ	2	2	L
		民俗学 A	2	3	J
		民俗学 B	2	3	J
		地域言語論	2	1	C
		文化人類学	2	2	C
		比較文化論	2	2	C
		習俗文化論	2	3	C
美術史	4または2	生活造形論	2	2	L
		建築史	2	2	L
		日本美術史 A	2	2	C
		日本美術史 B	2	2	C
		西洋美術史 A	2	2	C
		西洋美術史 B	2	2	C
考古学	4または2	考古資料の研究 A	2	3	C
		考古資料の研究 B	2	3	C

※上記4科目群より2科目群以上にわたって8単位以上を履修すること（ただし、同一科目群において学芸員資格取得に必要な単位と認定されるのは4単位まで）。

※開放科目は同学年または下位学年の科目しか履修できない（開放の有無については、ガイダンス配付資料を参照すること）。

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に、必要な科目の単位を修得したことを証明する「単位修得証明書」を本学より交付する。卒業後に証明書がさらに必要となった場合には教務課窓口に申し込むこと。なお、在学中に必要な場合は、申込に応じて「単位修得見込証明書」が発行される。

■ 栄養士免許および管理栄養士国家試験受験資格取得（開設：食品栄養学科）

食品栄養学科は、栄養士法により「管理栄養士養成施設」としての指定を受けている。

栄養士法では、「栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事するもの」、「管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養指導、個人の身体の状況、栄養状況等に応じた高度の専門知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導、並びに特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状況、栄養状況、利用の状況に応じた特別の配慮を必要とする給食管理およびこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」と定められている。

【資格取得の条件】

「栄養士」の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって免許を受けることができる（栄養士法第2条及び第3条）。本学の場合は、別表1に定める科目のほか、卒業に必要な科目を履修することによって与えられる。また、栄養士免許を取得後、栄養士法第5条第3第3項に基づく厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事すると管理栄養士の受験資格が生じる。

「管理栄養士」の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって免許を受けることができるが（栄養士法第2条及び第3条）管理栄養士国家試験の受験資格は、修業年限2年の栄養士養成施設を卒業した後3年以上、修業年限3年の養成施設を卒業した後2年以上、修業年限4年の養成施設を卒業した後1年以上厚生労働省令で定める施設において栄養士として栄養の指導に従事した者、文部科学大臣あるいは厚生労働大臣が政令で定める基準により指定した「管理栄養士養成施設」（修業年限4年）を卒業した者とされている。本学の場合は、別表2に定める科目のほか、卒業に必要な科目を履修したものは、栄養士の免許が与えられる。同時に、栄養士法第5条第3第4項に基づき管理栄養士国家試験の受験資格を得ることができる。

● 栄養士法等規定

別表1

栄養士法等規定			本学学則規定					
栄養士規定 教育内容	規定単位数		単位数		授業科目 (網掛けは実験・実習科目)			
	講義 又は 演習	実験 又は 実習	講義 又は 演習	実験 又は 実習				
社会生活と健康	4		4	2	社会福祉論	公衆衛生学	基礎情報処理実習	栄養情報処理実習
人体の構造と機能	8	4	8	1	生化学Ⅰ	解剖生理学Ⅰ	解剖生理学Ⅱ	診察診療学Ⅰ
					生化学実験Ⅰ			
食品と衛生	6		8	1	食品化学Ⅰ	食品化学Ⅱ	食品衛生学	微生物学
					食品学実験Ⅰ			
栄養と健康	8		8	4	基礎栄養学	応用栄養学概論	ライフステージと栄養	臨床栄養学Ⅰ
					栄養学実験	栄養学実習	栄養評価実験	臨床栄養学実習Ⅰ
栄養の指導	6	10	6	2	栄養教育論の基礎	栄養教育論Ⅰ	公衆栄養学	
					栄養教育論基礎実習	栄養教育論実習Ⅰ		
給食の運営	4		4	4	給食経営管理論Ⅰ	給食経営管理論Ⅱ	給食経営管理実習	調理学実習Ⅰ・Ⅱ
					給食経営管理論臨地実習Ⅰ			
合計	36	14	38	14				
		50		52				

栄養士法等規定				本学学則規定							
管理栄養士規定 教育内容		規定単位数		単位数		授業科目 (網掛けは実験・実習科目)					
		講義 又は 演習	実験 又は 実習	講義 又は 演習	実験 又は 実習						
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	6	2	社会福祉論	公衆衛生学	臨床心理学	基礎情報処理実習 栄養情報処理実習		
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	14		14	2	生化学Ⅰ	解剖生理学Ⅰ	解剖生理学Ⅱ	薬理概論		
						病理学	診察診療学Ⅰ	診察診療学Ⅱ			
						生化学実験Ⅰ	生化学実験Ⅱ				
	食べ物と健康	8		10	6	食品化学Ⅰ	食品化学Ⅱ	食品加工・素材学	食品衛生学		
						微生物学					
						食品学実験Ⅰ	食品学実験Ⅱ	食品理化学実験	調理学実習Ⅰ・Ⅱ		
						食品衛生学実験					
	専門基礎分野 合計			28	10	30	10				
				38		40					
専門分野	基礎栄養学	2	8	2	2	基礎栄養学	栄養学実験	栄養評価実験			
	応用栄養学	6		6	1	応用栄養学概論	ライフステージと栄養	ライフスタイルと栄養	栄養学実習		
	栄養教育論	6		6	3	栄養教育論の基礎	栄養教育論Ⅰ	栄養教育論Ⅱ			
						栄養教育論基礎実習	栄養教育論実習Ⅰ	栄養教育論実習Ⅱ			
	臨床栄養学	8		8	2	臨床栄養学Ⅰ	臨床栄養学Ⅱ	臨床栄養学Ⅲ	臨床病態栄養学		
						臨床栄養学実習Ⅰ	臨床栄養学実習Ⅱ				
	公衆栄養学	4		4	1	公衆栄養学	地域栄養活動論	公衆栄養活動実習			
	給食経営管理論	4		4	1	給食経営管理論Ⅰ	給食経営管理論Ⅱ	給食経営管理実習			
	総合演習	2		3		管理栄養士総合演習Ⅰ・Ⅱ	管理栄養士演習				
臨地実習		4	4	給食経営管理論 臨地実習Ⅰ	給食経営管理論 臨地実習Ⅱ 臨床栄養学 臨地実習Ⅰ・Ⅱ 公衆栄養学 臨地実習Ⅰ・Ⅱ	3単位選択					
専門分野 合計		32	12	33	14						
		44		47							
専門基礎分野＋専門分野 合計		60	22	63	24						
		82		87							

■ 食品衛生管理者および食品衛生監視員資格取得（開設：食品栄養学科）

食品栄養学科の学生で食品衛生管理者および食品衛生監視員に関わる所定の科目を履修したものは、食品衛生法（2003年5月30日施行）第48条第6項3号の食品衛生管理者および食品衛生法施行令第9条第1号の規程により、食品衛生管理者および食品衛生監視員の任用資格が取得できます。この資格は、厚生労働省が管轄している国家資格である。

食品衛生管理者は、乳製品、食肉製品などの製造・加工を行う施設において、その製造・加工を衛生的に管理し、法令に違反しないように、監督・指導を行う会社や企業での職業である。

食品衛生監視員は、公務員として採用され、国の検疫所や地方自治体の保健所等食品衛生行政に関する職務に配属された場合に任用される資格である。食品の検査や食中毒の調査、食品製造業や飲食店、給食施設等への衛生監視指導及び教育を行う。

【資格取得の条件】

表の科目のうち、① A群から2科目、② B群からD群までそれぞれ1科目以上、①・②の合計で22単位以上、かつE群の科目を含めて総単位数を40単位以上履修すること。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

食品衛生法等規定	本学開講科目名	単位数	食品衛生法等規定	本学開講科目名	単位数
A群 化学関係	栄養基礎化学Ⅰ	2	D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	2
	栄養基礎化学Ⅱ	2		食品衛生学	2
B群 生物化学関係	生化学Ⅰ	2		食品衛生学実験	1
	生化学Ⅱ	2	E群 その他の関連科目	解剖生理学Ⅰ	2
	生化学実験Ⅰ	1		解剖生理学Ⅱ	2
	生化学実験Ⅱ	1		診察診療学Ⅰ	2
	食品化学Ⅰ	2		診察診療学Ⅱ	2
	食品化学Ⅱ	2		基礎栄養学	2
	食品学実験Ⅰ	1		応用栄養学概論	2
	食品学実験Ⅱ	1		ライフステージと栄養	2
C群 微生物学関係	微生物学	2		公衆栄養学	2
	食品加工・素材学	2		地域栄養活動論	2
				栄養評価実験	1

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「履修証明書」を交付する。
※編入生は、食品衛生管理者および食品衛生監視員資格は取得できない。

■ 一級建築士および二級又は木造建築士の受験資格（開設：生活文化デザイン学科）

一級建築士および二級又は木造建築士は建築士法に規定する国家免許資格であり、同法第4条に基づき、一級建築士にあっては国土交通大臣の実施する試験に、二級建築士又は木造建築士にあっては都道府県知事の実施する試験にそれぞれ合格しなければならない。

【資格取得の条件】

指定科目に係る必要単位を修得し、本学を卒業した者。

なお、卒業してから必要単位を満たしても原則として受験資格を満たさないので注意すること。

● 指定科目に係る必要単位数と必要な建築実務の経験年数

別表①

指定科目	一級建築士試験			二級・木造建築士試験		
①建築設計製図	7単位	7単位	7単位	5単位	5単位	5単位
②建築計画	7単位	7単位	7単位			
③建築環境工学	2単位	2単位	2単位	7単位	7単位	7単位
④建築設備	2単位	2単位	2単位			
⑤構造力学	4単位	4単位	4単位			
⑥建築一般構造	3単位	3単位	3単位	6単位	6単位	6単位
⑦建築材料	2単位	2単位	2単位			
⑧建築生産	2単位	2単位	2単位	1単位	1単位	1単位
⑨建築法規	1単位	1単位	1単位	1単位	1単位	1単位
①～⑨の計(a)	30単位	30単位	30単位	20単位	20単位	20単位
⑩その他(b)	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜
(a)+(b)	60単位	50単位	40単位	40単位	30単位	20単位
必要な実務経験年数	2年	3年	4年	0年	1年	2年

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「履修証明書」を交付する。

● 建築士の受験資格（開設学科：生活文化デザイン学科）

別表②

指定科目の分類（単位数）		指定科目として申請する開講科目		
二級・木造	一級	科目名	単位数	
建築設計製図 （5単位以上）	①建築設計製図 （7単位以上）	デザイン演習Ⅰ（建築・インテリア）	2	
		デザイン演習Ⅱ（建築・インテリア）	2	
		デザイン演習Ⅲ a（建築・まちづくり）	2	
		デザイン演習Ⅲ b（住居・インテリア）	2	
		デザイン演習Ⅳ（スタジオ）	2	
		単位数小計	10	
	単位数小計		10	
②～④ 建築計画、建築環境工学又は建築設備 （7単位以上）	②建築計画 （7単位以上）	住居計画	2	
		建築計画	2	
		建築史	2	
		住居デザイン論	2	
		福祉住環境論	2	
		単位数小計	10	
	③建築環境工学 （2単位以上）	建築環境学Ⅰ	2	
		建築環境学Ⅱ	2	
		単位数小計	4	
	④建築設備 （2単位以上）	建築設備Ⅰ	2	
		建築設備Ⅱ	2	
		単位数小計	4	
	単位数小計		18	
	⑤～⑦ 構造力学、建築一般構造又は建築材料 （6単位以上）	⑤構造力学 （4単位以上）	建築構造力学 A	2
			建築構造力学 B	2
建築構造力学演習			2	
単位数小計			6	
⑥建築一般構造 （3単位以上）		建築一般構造	2	
		鉄筋コンクリート造・鋼構造	2	
		木構造	2	
		単位数小計	6	
⑦建築材料 （2単位以上）		建築材料	2	
		建築構造・材料学演習	2	
		単位数小計	4	
単位数小計		16		
⑧建築生産 （1単位以上）	⑧建築生産 （2単位以上）	建築生産（施工・積算）	2	
		単位数小計	2	
	単位数小計		2	
⑨建築法規 （1単位以上）	⑨建築法規 （1単位以上）	建築法規	2	
		単位数小計	2	
	単位数小計		2	
⑩その他 （適宜）	⑩その他（適宜）	インテリアデザイン論	2	
		造形数理	2	
		CAD 演習	2	
		インテリアコーディネート特論Ⅰ	2	
		インテリアコーディネート特論Ⅱ	2	
		都市計画論	2	
		まちづくり論	2	
		都市デザイン演習	2	
		製図基礎演習	2	
		単位数小計	18	
	単位数小計		18	
	①～⑨の単位数合計		48	
総単位数（①～⑩の単位数合計）		66		

■ インテリアプランナー資格 (開設：生活文化デザイン学科)

インテリアプランナーは、建築物のインテリア設計等に携わる技術者の資格であり、インテリアプランナーの称号を得るには、公益財団法人建築技術教育普及センターが実施する学科試験に合格後、設計製図試験を受験し合格すること、その後、生活文化デザイン学科の登録資格取得の条件（下記）に示す必要な単位を修得し卒業すれば、卒業後実務0年で登録することができる。

【登録資格取得の条件】

生活文化デザイン学科の卒業要件をみたしていること。

別表③の科目のうち、C群から1科目以上、BとC群で合わせて24単位以上、AとBとC群合わせて36単位以上単位を修得していること。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

別表③

区分	本学開講科目名	単位数
A	建築史	2
	生活造形論	2
	住生活文化論	2
	住宅文化史Ⅰ	2
	住宅文化史Ⅱ	2
	住生活環境論	2
B	住居デザイン論	2
	建築環境学Ⅰ	2
	建築環境学Ⅱ	2
	建築設備Ⅰ	2
	建築設備Ⅱ	2
	建築材料	2
	建築一般構造	2
	建築生産（施工・積算）	2
	建築法規	2
	CAD 演習	2
	住居計画	2
	インテリアデザイン論	2
	建築構造・材料学演習	2
	建築構造力学 A	2
	建築構造力学 B	2
	建築計画	2
C	製図基礎演習	2
	デザイン演習Ⅰ（建築・インテリア）	2
	デザイン演習Ⅱ（建築・インテリア）	2
	デザイン演習Ⅲ a（建築・まちづくり）	2
	デザイン演習Ⅲ b（住居・インテリア）	2
	デザイン演習Ⅳ（スタジオ）	2

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「登録資格に係る単位取得証明書」を交付する。

※実務経験年数について

各種受験資格取得者の所定実務経験年数を以下に示す。

なお、二級建築士を受験し合格してから一級建築士を受験するためには、資格取得後4年以上の実務経験が必要になる。

一級建築士の受験資格を取得していれば自動的に二級建築士の受験資格を満たすので、将来的に建築関連の職種を目指すのであれば一級建築士の受験資格の取得を推奨する。

資 格	受験資格取得後の実務経験年数
一級建築士	2～4年 注1)
二級建築士	0～2年 注2)
木造建築士	0～2年 注2)
商業施設士	1年 注3)
インテリアプランナー	0年（ただし登録は卒業後）

注1) P140 別表2の一級の欄の科目の単位修得の合計が60単位以上で2年、50単位以上で3年、40単位以上で4年

注2) P140 別表2の二級・木造の欄の科目の単位修得の合計が40単位以上で0年、30単位以上で1年、20単位以上で2年

注3) 学歴+実務で受験する場合は卒業後1年の実務経験が必要。ただし在学中に商業施設士補の講習を受講・修了し、資格取得している者は実務経験年数0年で受験可能。

■ 保育士資格（開設：教育学科幼児教育専攻）

保育士資格とは、児童福祉法第18条の4に基づく国家資格で「登録を受け保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」であるとされている。保育所や、児童福祉施設・障害児施設等の児童福祉施設に勤務するための基本資格である。

教育学科幼児教育専攻は、厚生労働省より「保育士養成」としての指定を受けており、保育士資格の所定科目を履修し、単位を修得することにより、卒業時に保育士資格が得られる。登録申請の手続き方法については4年次に説明会を行う。

【資格取得の条件】

教育学科幼児教育専攻を卒業すること。所定科目の単位を修得すること。

＜参考＞都道府県が実施する「保育士試験について」

大学に2年以上在学し、62単位以上を取得した者（見込みも含む）であれば、都道府県が実施する保育士試験を受験し、所定の科目に合格することで、保育士資格を得ることができる。

● 保育士資格に関する指定科目と本学開設科目との対応

系列		指定数科目 (授業形態)		単位数	左に対応する開設教科科目 (授業形態)		単位数	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
		教育原理	講義	2	教育原理（幼）	講義	2	
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	
		社会福祉	講義	2	社会福祉概論	講義	2	
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	2	教職概論（幼）	講義	2	
		保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
		子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論（幼）	講義	2	
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	
		保育内容演習	演習	5	保育内容（健康）の指導法	演習	2	
					保育内容（人間関係）の指導法	演習	2	
					保育内容（環境）の指導法	演習	2	
					保育内容（言葉）の指導法	演習	2	
					保育内容（音楽表現）の指導法	演習	2	
					保育内容（造形表現）の指導法	演習	2	
					子どもと音楽	演習	2	
		保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと造形	演習	2	
					子どもと身体表現	演習	2	
					乳児保育Ⅰ	講義	2	
		乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	
		障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	
		社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
		子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	
		保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	2
			保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅰ					演習	1	
	保育実習指導Ⅲ					演習	1	
	総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習（幼）	演習	2	
	選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	6以上	教育制度論（幼）	講義	2	
障害児・者福祉					講義	2		
発達心理学					講義	2		
ソーシャルワーク論Ⅰ		講義			2			
ソーシャルワーク演習		演習			2			
教育心理学（幼）		講義			2			
乳幼児心理学		演習			2			
児童青年心理学		演習			2			
臨床心理学		演習			2			
家族心理学		講義			2			
教育方法論（幼）		講義			2			
保育実践研究		講義			2			
基礎ピアノ		演習			1			
幼児と健康		講義			1			
幼児と人間関係		講義			1			
幼児と環境		講義			1			
幼児と言葉		講義			1			
幼児と音楽表現		講義			1			
幼児と造形表現		講義			1			
ソーシャルワーク論Ⅱ		講義			2			
保育実習		保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	
		保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1	
要件		必修科目の欄に掲げる教科科目の51単位。選択科目については表に掲げる系列の中から10単位以上（うち保育実習2単位以上）。教養科目8単位以上（うち体育に関する講義及び実技、それぞれ1単位以上）。			必修科目については60単位を履修し、選択必修科目については9単位以上修得すること。さらに、キリスト教学（2単位）、自然科学入門（2単位）、音楽の世界（2単位）、情報処理（2単位）、英語コミュニケーションⅠ（1単位）、英語コミュニケーションⅡ（1単位）、体育講義（1単位）、体育実技（1単位）を修得すること。			

■ 社会福祉士国家試験受験資格（開設：教育学科幼児教育専攻）

社会福祉士とは、「社会福祉士および介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で、「社会福祉士の登録」を受け、「社会福祉の名称を用いて」、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者」と定義されている。教育学科幼児教育専攻において開設する科目が文部科学省令・厚生労働省令で定める指定科目の確認を受けており、所定科目を履修し、単位を修得することによって、社会福祉士国家試験の受験資格を得られる。

【資格取得の条件】

- ・教育学科幼児教育専攻
- ・所定科目の単位を修得すること。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

指定科目	時間数	備考	本学科目名	単位数	備考
医学概論	30		医学概論	2	
心理学と心理的支援	30		心理学概論	2	
社会学と社会システム	30		社会学	2	
社会福祉の原理と政策	60		社会福祉原論	2	
			社会福祉政策論	2	
社会福祉調査の基礎	30		社会福祉調査法	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	30		ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2	
ソーシャルワークの理論と方法	60		ソーシャルワーク論Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク論Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60		ソーシャルワーク方法論Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク方法論Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制	60		地域福祉とコミュニティソーシャルワークⅠ	2	
			地域福祉とコミュニティソーシャルワークⅡ	2	
福祉サービスの組織と経営	30		福祉運営管理論	2	
社会保障	60		社会保障論Ⅰ	2	
			社会保障論Ⅱ	2	
高齢者福祉	30		高齢者福祉論	2	
障害者福祉	30		障害児・者福祉	2	
児童・家庭福祉	30		子ども家庭福祉	2	
貧困に対する支援	30		公的扶助論	2	
保健医療と福祉	30		医療ソーシャルワーク論	2	
権利擁護を支える法制度	30		権利擁護と成年後見	2	
刑事司法と福祉	30		司法福祉論	2	
ソーシャルワーク演習	30		ソーシャルワーク演習	2	
ソーシャルワーク演習(専門)	120		ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	2	
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	2	
			ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	2	
ソーシャルワーク実習指導	90		社会福祉現場実習指導	1	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	
ソーシャルワーク実習	240		ソーシャルワーク実習Ⅰ	1	
			ソーシャルワーク実習Ⅱ	5	

※選択科目履修の際には、P49の実習の条件となる科目も参照すること。

【その他】

- ・受験資格を取得した者は、毎年2月頃に実施される社会福祉士国家試験を受験し、合格した者は社会福祉士登録簿に登録することによって社会福祉士となる。

■認定心理士資格（開設：教育学科幼児教育専攻・心理行動科学科）

日本心理学会・認定心理士は、心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している、と日本心理学会が認定する制度のことである。

本資格の申請に必要な要件を確実に満たすためには、下表に示した（認定心理士資格認定科目と本学開設科目との対応）単位を取得しなければならない。単位取得学年以降の学年で単位を取得しようとしても他の科目と開講が重なるなど、申請に必要な要件を満たせない場合もあるので、単位取得学年で単位を取得するようにすること。

なお、審査料として 11,000 円、認定料として 33,000 円を日本心理学会に納める必要がある（その他、申請に係る送料として 100 円を徴収する場合あり）。申請方法については、各学科の心理学担当教員から説明がされる。また、卒業後いつでも申請することができるが、電子申請を用いず申請書類を用いる場合に心理学担当教員の署名捺印が必要になるので、注意すること。

●教育学科幼児教育専攻

	日本心理学会が指定する認定領域	対応する本学開設科目	単位取得学年 (開講学年)	認定 単位	取得ガイド	
基礎科目	a. 心理学概論	心理学概論	1	2	すべて必修	
		教育心理学（幼）	1	2		
	b. 心理学研究法	心理統計法	2	2		
		心理学研究法	3	2		
	c. 心理学基礎実験・実習	心理学基礎実験Ⅰ	3	2		
		心理学基礎実験Ⅱ	3	2		
基礎科目合計				12 単位		
選択科目	d. 知覚心理学・学習心理学	認知心理学	4	2	d, f, g の各領域について 4 単位以上で、d～h の小計 16 単位以上、その他に d～i の任意の科目で 8 単位以上修得し、選択科目・その他の科目合計 24 単位以上	
		学習心理学	3	2		
	e. 生理心理学・比較心理学	生理心理学	2	2		
		発達心理学	1	2		
	f. 教育心理学 発達心理学	乳幼児心理学	2	2		
		児童青年心理学	2	2		
		保育の心理学	2	2		
		g. 臨床心理学 人格心理学	臨床心理学	3		2
			カウンセリング法概説	3		2
		教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）	3	2		
		子ども家庭支援論	4	2		
		子ども家庭支援の心理学	4	2		
	h. 社会心理学・産業心理学	家族心理学	4	2		
i. 卒業論文・卒業研究		専門演習Ⅰ・Ⅱ＊Ⅰ	3	4		
	卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ＊Ⅰ	4	4			
	卒業研究	4	4			
選択科目・その他の科目合計				24 単位以上		
認定単位総数				36 単位以上		

・専門演習Ⅰ・Ⅱおよび卒業研究演習Ⅰ・Ⅱは心理学の卒業研究のための演習となる。（＊1 印の科目）

●心理行動科学科

	日本心理学会が指定する認定領域	対応する本学開設科目	単位取得学年 (開講学年)	単位	取得のガイド
基礎科目	A. 心理学概論	心理学概論	1	2	2科目4単位以上必修
		教育・学校心理学	2・3	2	
	B. 心理学研究法	データサイエンス概論 (心理学統計法概論)	2	2	資格取得のためには全て必修
		データサイエンス実習Ⅱ (心理学統計法実習)	2	2	
		心理学研究法概論	3	2	
		心理的アセスメント概論	3	2	
		社会調査法概論*	3	1	
		社会調査法実習*	3	1	
		C. 心理学実験実習	心理学実験実習Ⅰ	2	
	心理学実験実習Ⅱ		2	2	
基礎科目合計				16単位以上	
選択科目	D. 知覚心理学・学習心理学	学習・言語心理学	1・2	2	3領域以上にわたって、各領域 4単位以上、履修すること
		知覚・認知心理学	1・2	2	
	E. 生理心理学・比較心理学	神経・生理心理学	2・3	2	
		F. 教育心理学・発達心理学	発達心理学	3・4	
	障害者・障害児心理学		3・4	2	
	児童青年心理学		3・4	2	
	G. 臨床心理学・人格心理学	感情・人格心理学	1・2	2	
		臨床心理学概論	3・4	2	
		心理学的支援法	3・4	2	
	H. 社会心理学・産業心理学	人間工学*	1・2	1	
社会・集団・家族心理学		2・3	2		
選択科目合計				16単位以上	
その他の科目	I. 心理学関連科目 卒業論文・研究	心理学入門セミナーⅠ・Ⅱ	1	2×2	
		心理学実践セミナーⅠ・Ⅱ	1	2×2	
		心理学実践研修A	3・4	2	
		心理学実践研修B	2・3・4	2～6	
		心理学セミナーⅠ・Ⅱ	2	4×2	
		心理学セミナーⅢ・Ⅳ	3	2×2	
		卒業研究セミナーⅠ・Ⅱ	4	2×2	
	その他の科目合計				26単位以上
認定単位総計				60単位以上	

- ・ 本学の指定する単位数とは異なり、(社)日本心理学会の認定では単位数が1/2に換算されるものがある。(*印の科目)申請単位数の算出はこの「認定単位数」で行う。
- ・ 心理学特講は科目ごと(担当教員ごと)に領域が異なる。シラバスを参照すること。

■ 認定心理士（心理調査）資格（開設：心理行動科学科）

日本心理学会・認定心理士（心理調査）は、心理調査に関連する専門科目を履修した認定心理士という位置づけで、日本心理学会が認定する資格である。

本資格の申請に必要な要件を確実に満たすためには、下表に示した（認定心理士（心理調査）資格認定科目と本学開設科目の対応）単位を取得しなければならない。単位取得学年以降の学年で単位を取得しようとしても他の科目と開講が重なるなど、申請に必要な条件を満たせない場合もあるので、単位取得学年で単位を取得するようにすること。

なお、審査料として 16,500 円、認定料として 38,500 円（認定心理士と認定心理士（心理調査）を同時申請した場合）を日本心理学会に納める必要がある。申請方法については、心理行動科学科教務センター担当教員から説明がされる。

	日本心理学会が指定する認定領域	対応する本学開設科目	単位取得学年 (開講学年)	単位	取得のガイド
1 概論	心理調査概論・心理調査法	社会調査法概論＊１	3	1	2 単位以上 (本学では心理的アセスメント概論 を除きすべて必修)
		心理学研究法概論＊１	3	1	
		心理的アセスメント概論＊１	3	1	
	概論科目合計				3 単位
2 統計	心理学統計	データサイエンス概論 (心理学統計法概論)	2	2	2 単位以上 (本学ではすべて必修)
		データサイエンス実習Ⅱ (心理学統計法実習)	2	2	
	統計科目合計				4 単位
3 実践	発展／展開研究（実習）	心理学実践セミナーⅠ＊２	1	2	6 単位以上 (本学ではすべて必修)
		心理学実践セミナーⅡ＊２	1	2	
		社会調査法実習＊２	3	2	
		心理学セミナーⅣ＊２	3	2	
		卒業研究セミナーⅠ＊２	4	2	
		卒業研究セミナーⅡ＊２	4	2	
	卒業論文＊１＊２＊３	4	4or2		
実践科目合計				16 単位	
認定単位総計				23 単位	

- ・ 本学の指定する単位数とは異なり、(社)日本心理学会の認定では単位数が 1/2 に換算されるものがある（＊1 印の科目）。申請単位数の算出はこの「認定単位数」で行う。
- ・ 「3 実践」の各科目（＊2 印の科目）は、目的、方法、結果、考察を含む報告書の提出（6 単位分）が必要である。これらの科目の単位を取得しただけでは申請できないので、別途報告書を作成すること。なお報告書の様式は、A4 用紙 1 枚の抄録様式である。
- ・ 卒業論文（＊3 印の科目）は、単著の場合は 4 単位だが、共著の場合は 2 単位となるため、注意すること。
- ・ 認定心理士（心理調査）資格は、認定心理士資格の取得が前提となるため、単独では申請できない。認定心理士資格も併せて申請すること。また、今後認定制度が頻繁に変更される予定であるため、4 年次になった時の最新の申請基準に従い申請すること。

■ 准学校心理士（開設：心理行動科学科）

准学校心理士は、「学校心理士」を目指す人のための資格で、学校生活における様々な問題に対して子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、心理教育的援助サービスを行う「学校心理士」に準ずる資格です。准学校心理士の資格有効期間は認定後3年間となります。

【履修上の注意】

本資格の申請に必要な要件を確実に満たすためには、下表に示した単位を取得しなければならない。単位取得学年以降の学年で単位を取得しようとしても他の科目と開講が重なるなど、申請に必要な要件を満たせない場合もあるので、単位取得学年で単位を取得するようにすること。

なお、取得のために次の諸費用がかかります。審査事務手数料：3,000 円、登録事務手数料：3,000 円、年会費（3 年分）：9,000 円、計：15,000 円を納入すること。

申請方法については、心理行動科学科教務センター担当教員から説明がされる。

	対応する本学開設科目	単位取得学年 (開講学年)	認定単位
1.	教育・学校心理学	2、3	2
2.	発達心理学	3、4	2
3.	障害者・障害児心理学	3、4	2
4.	心理学特講（福祉心理学）	3、4	2
5.	心理学的アセスメント	3	2
6.	心理学的支援法	3、4	2

■ 社会調査士（開設：心理行動科学科）

一般社団法人社会調査協会が認定する学部卒業レベルの公的資格であり、社会調査に関する基礎的な知識・技能・相応の応用力と倫理観を身につけることが要求されます。調査企画から報告書作成までの社会調査の全過程を学習することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、またその問題点を指摘することができます。

【履修上の注意】

本資格の申請に必要な要件を確実に満たすためには、下表に示した単位を取得しなければならない。単位取得学年以降の学年で単位を取得しようとしても他の科目と開講が重なるなど、申請に必要な要件を満たせない場合もあるので、単位取得学年で単位を取得するようにすること。

なお、取得のために次の諸費用がかかります。審査・認定手数料として 16,500 円納入すること。

申請方法については、心理行動科学科教務センター担当教員から説明がされる。

	認定科目種別	該当科目	単位取得学年 (開講学年)	認定単位
A	社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査の基礎	3	2
B	調査設計と実施方法に関する科目	社会調査法概論	3	2
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	データサイエンス実習Ⅱ（心理学統計法実習）	2	2
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	データサイエンス概論（心理学統計法概論）	2	2
E	多変量解析の方法に関する科目	多変量解析法	4	2
F	質的な調査と分析の方法に関する科目	開講せず（※1）		
G	社会調査を実際に経験し学習する科目	社会調査法実習	3	4

（※1）EとFはどちらかひとつ選ばばよい。